

氷見市障害福祉計画（第7期計画）

氷見市障害児福祉計画（第3期計画）

（令和6年度～令和8年度）

～ 令和6年3月 ～

氷 見 市

【目次】

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の策定体制	3
5	計画の推進体制及び達成状況の点検評価	3
第2章	障害者の現状と課題	
1	人口及び障害手帳所持者の状況	4
2	身体障害者	5
3	知的障害者	7
4	精神障害者	8
5	指定障害者支援施設入所の状況	9
6	現状と今後の課題	10
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	12
2	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	15
第4章	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	地域生活支援の充実	19
4	福祉施設から一般就労への移行等	20
5	障害児支援の提供体制の整備等	23
6	相談支援体制の充実・強化等	25
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	26
第5章	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	
1	訪問系サービス	27
2	日中活動系サービス	29
3	居住系サービス	36
4	相談支援	38
5	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
6	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	42

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	理解促進研修・啓発事業	43
2	自発的活動支援事業	43
3	相談支援事業	44
4	成年後見制度利用支援事業	45
5	成年後見制度法人後見支援事業	46
6	意思疎通支援事業	46
7	日常生活用具給付等事業	47
8	手話奉仕員養成研修事業	48
9	移動支援事業	49
10	地域活動支援センター事業	49
11	その他の事業	50

第7章 障害児を対象としたサービスの見込量と確保のための方策

1	障害児通所支援	53
2	障害児相談支援	55
3	発達障害者に対する支援	56

第8章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

1	障害者等に対する虐待の防止	58
2	意思決定支援	58
3	障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等	58
4	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	58
5	障害を理由とする差別の解消の推進	58
6	利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	58

資料編

(1)	障害福祉に関するアンケート調査結果【市民対象】	60
(2)	障害福祉に関するアンケート調査結果【障害者・児対象】	74
(3)	障害福祉に関するアンケート調査結果【事業所対象】	103

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、障害者の重度化・高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、障害者基本法の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国では、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害児支援体制を構築していくため、市町村において障害児福祉計画を策定することが定められました。

令和3年5月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。この改正法は令和6年4月に施行されます。

また、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に報告書を提出し、これに対する審査が令和4年8月にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われました。同年9月には、同委員会から日本政府へ総括所見が示さ、この中では、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

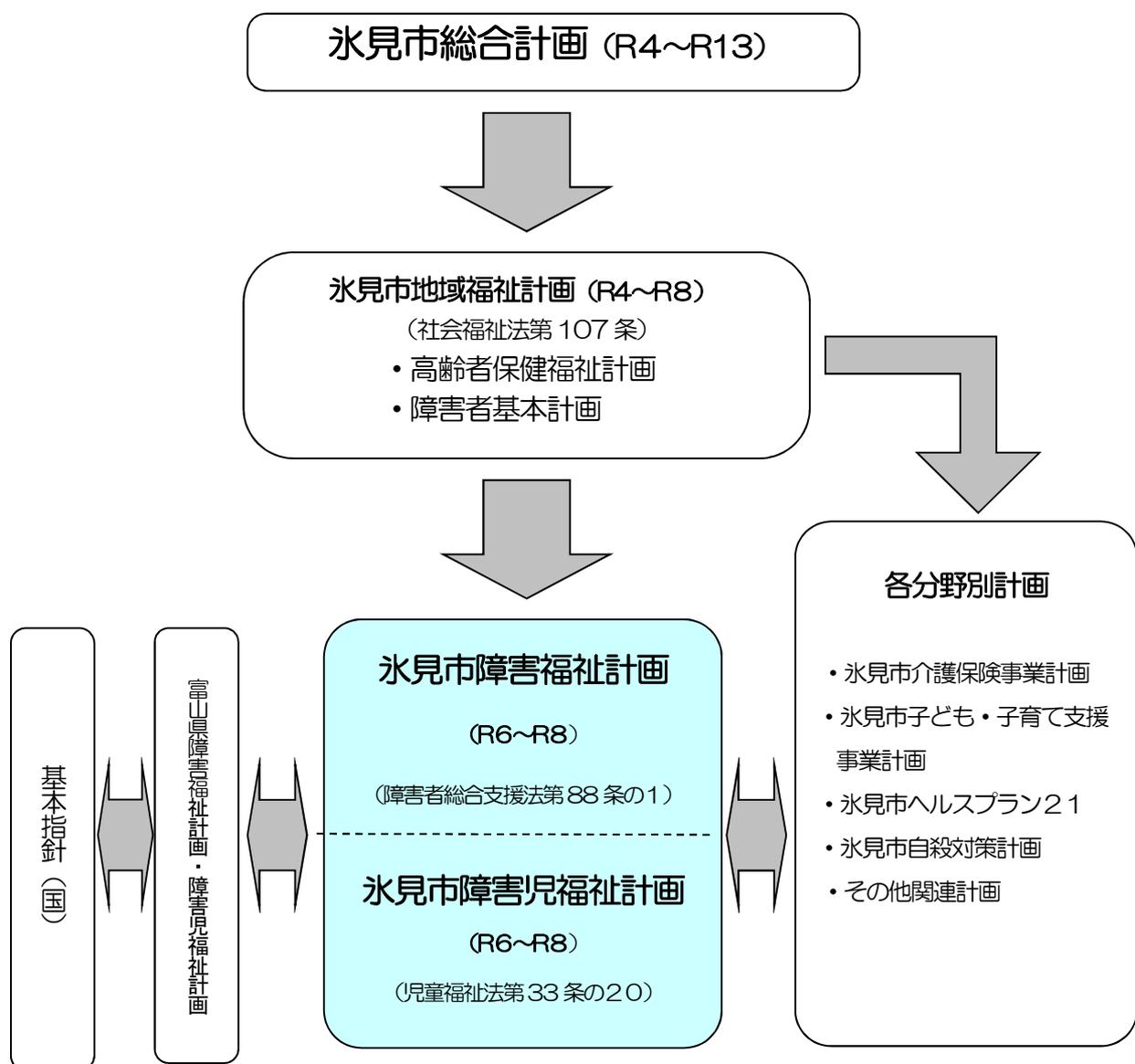
その後も、障害のある人に係る法律・制度の改正が進められ、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害のある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

令和6年1月の能登半島地震では、本市も甚大な被害に見舞われました。この災害により、障害のある人や高齢者、生活困窮者等にとって、地域のつながりや見守り、相談支援が、市民生活において、いかに大切であるか、その必要性が改めて認識されました。また、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになったことを踏まえ、今後さらに、障害のある人やその家族に対する支援の強化や緊急時における迅速な対応について、議論を深めていく必要があると考えています。

このたび、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度をもって終了することから、国の指針や今期計画の実績及びニーズ調査結果並びに地域の実情を踏まえ、新たに「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定し、引き続き、誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせるよう、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条の1に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であるとともに、「第9次氷見市総合計画」「第4次氷見市地域福祉計画（障害者基本計画を含む）」「氷見市ヘルスプラン21」「氷見市介護保険事業計画」「氷見市子ども・子育て支援事業計画」「氷見市自殺対策計画」等における障害福祉分野との整合性に配慮し、障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保の方策を定めるものです。



3 計画期間

氷見市障害福祉計画（第7期計画）及び氷見市障害児福祉計画（第3期計画）は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、令和8年度には、第5次氷見市地域福祉計画との統合を図るため必要な見直しを行い、令和9年度から令和11年度を計画期間とする障害福祉計画（第8期計画）及び障害児福祉計画（第4期計画）を策定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					令和5年度の 数値目標	地域福祉計画に統合		
		第6期障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
		第2期障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

<計画期間>

氷見市障害福祉計画（第1期計画）	平成18年度～平成20年度
氷見市障害福祉計画（第2期計画）	平成21年度～平成23年度
氷見市障害福祉計画（第3期計画）	平成24年度～平成26年度
氷見市障害福祉計画（第4期計画）	平成27年度～平成29年度
氷見市障害福祉計画（第5期計画）及び氷見市障害児福祉計画（第1期計画）	平成30年度～令和2年度
氷見市障害福祉計画（第6期計画）及び氷見市障害児福祉計画（第2期計画）	令和3年度～令和5年度
氷見市障害福祉計画（第7期計画）及び氷見市障害児福祉計画（第3期計画）	令和6年度～令和8年度

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として氷見市地域自立支援協議会を、事務局は市民部福祉介護課が担当しました。

5 計画の推進体制及び達成状況の点検評価

この計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働をはじめとする関係機関等との密接な連携のもと、効果的な事業執行に努めます。

また、定期的に本計画の達成状況、事業の進捗状況等について点検評価を行うこととし、その評価にあたっては、氷見市地域自立支援協議会等に情報提供を行いながら、意見を聴取するなど、着実な進行管理に努めるとともに、PDCAサイクルを活用することで、必要に応じて期間内であっても計画の変更を行うことができるものとする。

第2章 障害者の現状と課題

1 人口及び障害手帳所持者の状況

令和5年4月1日における本市の人口は、43,765人です。

そのうち障害者手帳所持者は、2,745人（重複あり）であり、人口に占める割合は、6.3%です。障害者手帳所持者の約7.5割が身体障害者手帳所持者で、年々減少しており、手帳所持者全体としては、減少傾向にあります。

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、令和5年3月末は332人で、5年間で約2.4%増加しています。

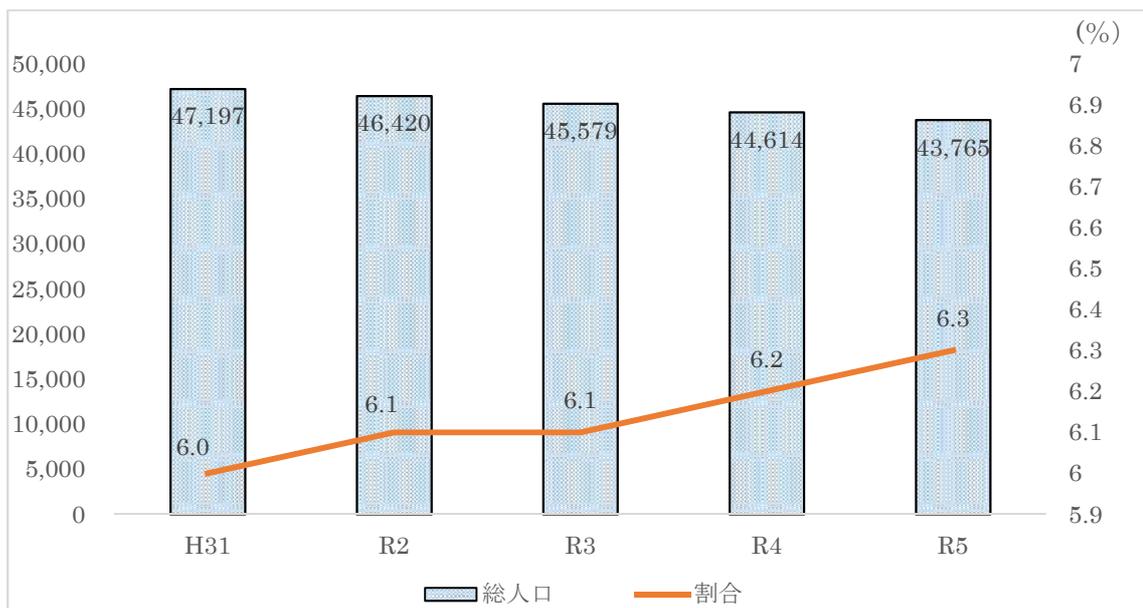
（単位 人）

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (A)	47,197	46,420	45,579	44,614	43,765
身体障害者	2,187	2,139	2,099	2,052	1,994
知的障害者	319	325	332	341	345
精神障害者	253	269	284	313	332
小計	2,759	2,733	2,715	2,706	2,671
身体障害児	26	27	29	24	22
知的障害児	63	61	57	51	52
小計	89	88	86	75	74
合計 (B)	2,848	2,821	2,801	2,781	2,745
(B) / (A)	6.0%	6.1%	6.1%	6.2%	6.3%

※各年4月1日現在の総人口、各年3月末現在の障害者手帳所持者数

※精神障害者数には、精神障害児数を含みます。

人口及び障害者手帳所持者数の推移



2 身体障害者

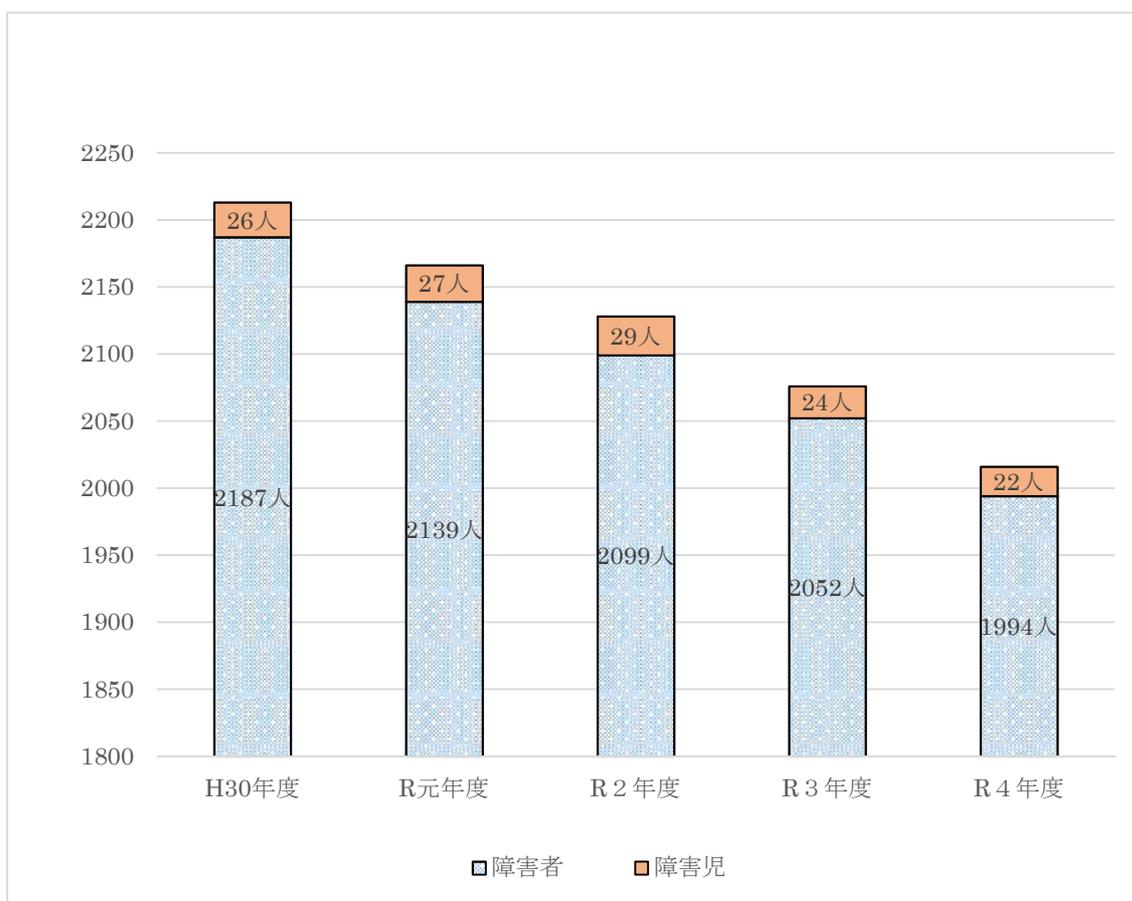
令和4年度末の18歳以上の身体障害者手帳所持者数は、1,994人で、5年間で193人の減少となっています。18歳未満も4人減少しています。

【身体障害者（児）数の推移（各年度末）】

（単位 人）

年 度	身体障害者	身体障害児 (18歳未満)	計
30	2,187	26	2,213
元	2,139	27	2,166
2	2,099	29	2,128
3	2,052	24	2,076
4	1,994	22	2,016

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者数を障害種別で見ると、令和4年度末では、視覚障害が122人、聴覚・平衡機能障害が261人です。最も多いのは、肢体不自由の892人で、全体の44%です。次いで多いのが、内部障害の721人です。

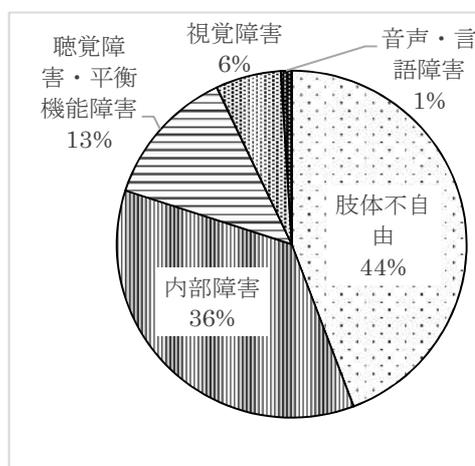
等級別で最も多いのは、1級の593人で、全体の29%です。

【障害等級別身体障害者（児）数（令和4年度末）】

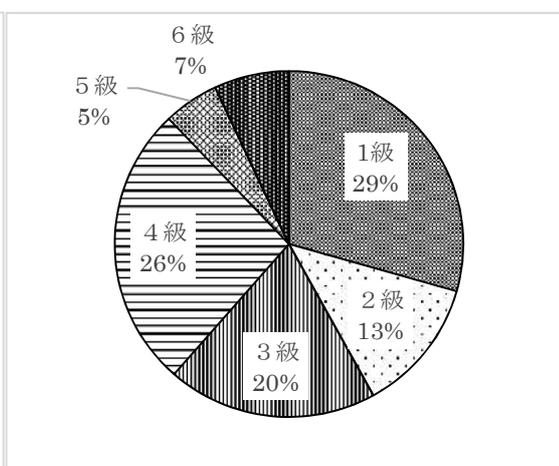
（単位 人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	35	34	12	7	16	18	122
聴覚障害	8	29	28	115	1	77	258
平衡機能障害	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	16	4	0	0	20
肢体不自由	162	180	173	247	85	45	892
上肢	93	95	47	48	35	22	340
下肢	29	57	113	197	36	23	455
体幹	32	26	13	0	14	0	85
運動機能	8	2	0	2	0	0	12
内部障害	388	10	163	160	0	0	721
心臓機能障害	268	6	143	58	0	0	475
腎臓機能障害	113	0	7	1	0	0	121
呼吸器機能障害	4	1	9	7	0	0	21
ぼうこう・直腸機能障害	0	2	3	89	0	0	94
小腸機能障害	0	0	1	1	0	0	2
免疫機能障害	0	1	0	1	0	0	2
肝機能障害	3	0	0	3	0	0	6
合計	593	253	393	533	104	140	2,016

障害種別割合



等級別割合



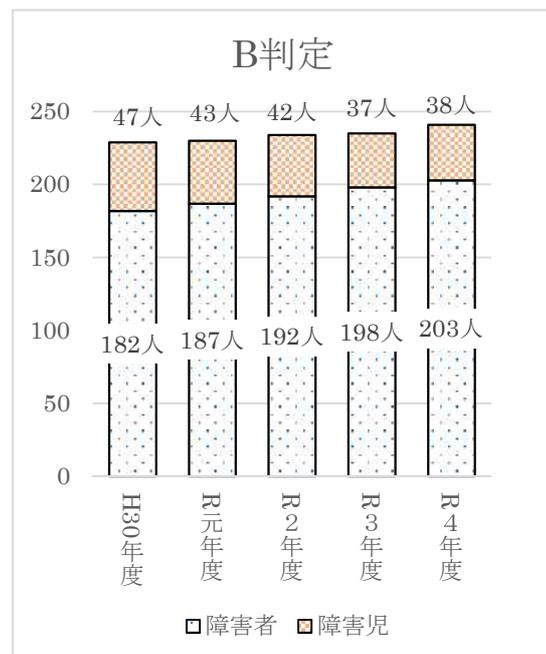
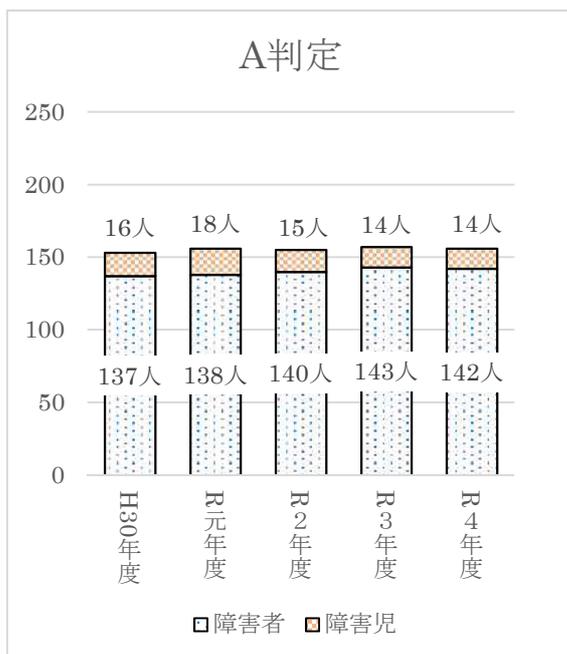
3 知的障害者

令和4年度末の療育手帳所持者数の程度別の状況は、A（重度）が40%、B（中・軽度）が60%となっています。5年間で15人増加し、約4%の増加となっています。

年 度	区 分	A判定 (重度)	B判定 (中・軽度)	計
平成30年度	18歳未満	16	47	63
	18歳以上	137	182	319
	計	153	229	382
令和元年度	18歳未満	18	43	61
	18歳以上	138	187	325
	計	156	230	386
令和2年度	18歳未満	15	42	57
	18歳以上	140	192	332
	計	155	284	389
令和3年度	18歳未満	14	37	51
	18歳以上	143	198	341
	計	157	235	392
令和4年度	18歳未満	14	38	52
	18歳以上	142	203	345
	計	156	241	397

【療育手帳交付状況（各年度末）】

(単位 人)



4 精神障害者

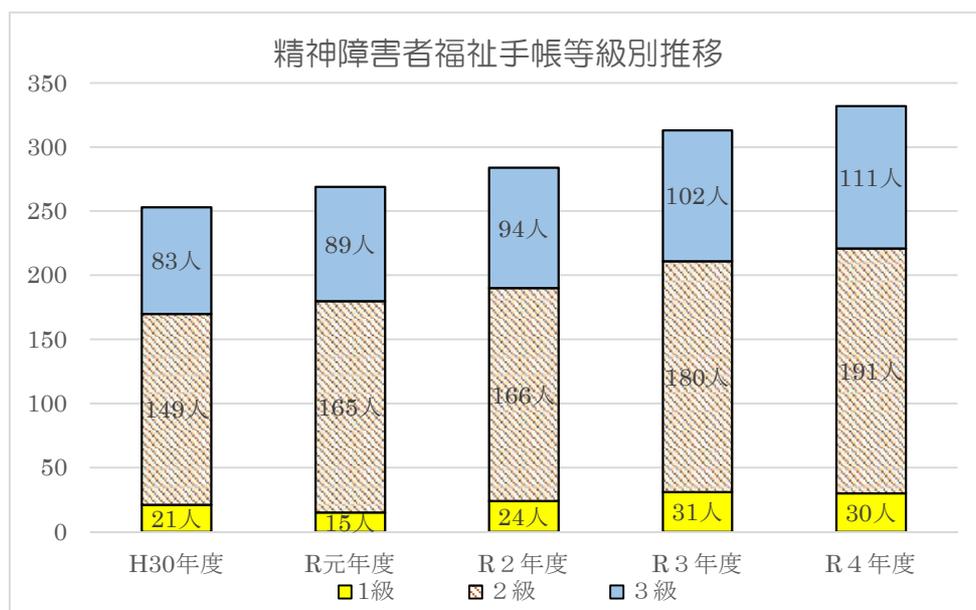
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、とりわけ3級所持者数が増加しています。

令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は332人で、5年間で約24%増加しています。等級別では、2級が約58%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、5年間で29人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳交付状況（各年度末）】 (単位 人)

年 度	1級	2級	3級	計
平成30年度	21	149	83	253
令和元年度	15	165	89	269
令和2年度	24	166	94	284
令和3年度	31	180	102	313
令和4年度	30	191	111	332



【自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度末）】

(単位 人)

年 度	受給者数
平成30年度	463
令和元年度	472
令和2年度	514
令和3年度	498
令和4年度	492

5 指定障害者支援施設入所の状況

【令和4年度末 施設別入所者数】

(単位 人)

施設名	所在地	身体障害	知的障害	精神障害	R4年度合計
こもれびの里	氷見市	1	43		44
高志ライフケアホーム	富山市	1			1
高志ワークホーム	富山市	2			2
セーナー苑のぞみの丘	富山市		1		1
セーナー苑ほほえみの丘	富山市		2		2
セーナー苑わかくさの丘	富山市	1			1
セーナー苑こだまの丘	富山市		1		1
めひの野園うさか寮	富山市		2		2
新生苑さくら通り	高岡市		3		3
新生苑つつじ通り	高岡市		1		1
志貴野苑	高岡市	4			4
志貴野ホーム	高岡市	3			3
かたかご苑	高岡市		4		4
マーシ園八乙女	南砺市	1			1
マーシ園木の香	南砺市	1			1
花椿 きらめき	南砺市			1	1
溪明園あすなろ	小矢部市		1		1
溪明園からまつ	小矢部市		1		1
金沢ふくみ苑	金沢市	1			1
金沢湖南苑	金沢市	1			1
小松陽光苑	小松市	1			1
国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市 (埼玉県)	1			1
合 計		18	59	1	78

6 現状と今後の課題（関連計画：第4次氷見市地域福祉計画）

① 一人ひとりに応じた生活を支援する体制づくり

多様化する地域生活課題に対して、福祉の総合相談窓口として平成26年5月に「福祉相談サポートセンター」を市庁舎内に設置し、基幹相談支援センターの機能を持たせ、障害者の相談支援事業所の中核的な役割を担っており、複雑なケースが年々増加する中、相談支援体制の強化がさらに求められています。

氷見市障害福祉計画等のためのアンケート調査結果【市民】では、8050問題の関心が多く、【障害者】では、「将来に不安を抱えている」や「健康や経済的な不安」、「緊急時の対応や身の回りのことが十分にできない」のほか、「近くに病院がない、通院のための交通整備がされていない」などの生活に対する不安の回答が多くみられました。

また、【市民】【障害者】共に、「相談する人が特にいない」「相談場所が分からない」と答えた人もみられ、今後、相談支援事業所や相談窓口の周知、相談支援専門員を増やしていくことなど相談支援体制の整備が必要です。

【障害者】アンケートでは、「学校、職場、地域で差別や嫌な思いをしたことがある」という回答が多くみられ、虐待防止、早期発見、早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。

判断能力が不十分な障害のある人等の権利を擁護するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進に努めます。

【市民】【障害者】共に、将来暮らしたい場所が持ち家の他にグループホームや福祉施設を考えている人も多くみられ、介護者の負担を重くしないようレスパイトの支援、自立生活を支援するサービスの推進、「グループホーム」「短期入所」等、体制の整備を図っていきます。

② 障害児支援の体制づくり

障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもとその保護者は、地域で安心して暮らしていく上で、様々な悩みや困りごとを抱えています。そのため、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育や支援につなげることが求められています。

【障害者・児】アンケートでは、「学校卒業後の進路に不安がある」「友達との関係づくり」「今後の学校の選択で迷っている」人が多くみられました。

児童通所サービスを充実するとともに、「マイファイル」を活用し、発達段階や障害の特性など一人ひとりのニーズに応じた支援が行われるよう関係機関が連携し、情報の共有と的確な引継ぎを通じて、継続的な支援を行っていきます。

重症心身障害児及び医療的ケア児についてはニーズが多様化している現状を踏まえ、医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに関連分野の支援を調節し、円滑に支援が受けられるよう整備します。

③ 障害者への理解と社会参加を支援する体制づくり

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創出し、高め合うことができる「地域共生社会」を目指し、差別や偏見のない地域づくりを実現させるためには、市民一人ひとりが障害について正しく理解することが大切です。

【障害者】のアンケートでも、障害者が就労する上で必要なこととして職場の障害者理解が42.2%、職場の上司や同僚に障害の理解があることが36.5%と理解を求めている人が多くみられました。

このことを踏まえ、障害に対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。

障害のある人が自立した地域生活を送るためには、就労を促進し、働くことを通じて社会参加や経済的自立を支援することが重要です。

自立支援協議会の「就労支援部会」において、事例検討のほかネットワークを確立し、関係機関と連携しながら、障害者の工賃向上につながるよう物品等の調達を促進し、農福連携等、情報提供や障害者雇用の理解について企業への啓発を行う必要があります。

④ だれもが地域で安心安全に暮らすことができる体制づくり

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域での支援が大切です。地域生活支援拠点を令和2年11月に整備していますが、今後、地域共生社会に向け、ボランティアの育成に努めます。

障害の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため地域生活において、緊急事態への対応ができる体制を目指し、地域生活支援拠点の充実を図っていきます。

令和6年能登半島地震では、本市でも甚大な被害に見舞われ、多くの課題が浮き彫りになりました。

【障害者】のアンケートでは、「災害時に一人で避難できない」、「避難できるかわからない」といった人が56.8%となっています。

災害時に適切な避難ができるよう個別避難計画を作成し、それに基づき福祉避難所へ繋ぐことができるよう、連絡調整及び受け入れ体制の整備をしていきます。

またアンケートでは、災害時に困ることとして、「薬や日常生活用具の入手」、「トイレ等、生活環境が不安」、「迅速に避難することができない人」と回答した人が多くみられました。

これらのことを踏まえ、避難行動要支援者名簿や福祉防災マップの作成、いのちのバトンの整備、福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成など、要配慮者への防災対策の強化が必要です。

今後、緊急時迅速に対応できるよう福祉防災マップや個別避難計画の作成を推進し、災害時における医療的ケア児を含めた支援を検討するとともに、非常時の連携した障害者支援体制の構築に努めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人権と個性を尊重し安心して暮らすことができる「地域社会づくり」を進める障害者総合支援法や児童が心身共に健やかに生まれ、且つ育成されるように定められた児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる7点に配慮し、本計画を定めます。

また、氷見市は、目指す社会福祉像「認め合い 支え合い 絆が深まるまち ひみ」を掲げており、この理念に基づき、市民が安心、安全そして心身共に健康で幸せに暮らし続けられるまちづくりを目指します。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象である身体障害、知的障害、精神障害、難病患者等に対して、サービスとその提供体制の充実を図ります。

また、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者について、障害福祉サービスの対象であることの周知を図っていきます。

難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関との連携をとっていきます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる法律や制度に基づかないサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームの体験の機会や緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備等、障害者の重度化・高

齢化や「親亡き後」を見据えて、機能をさらに強化する必要があることから、地域生活支援拠点等を整備し、「ライフステージ」に応じた切れ目ない支援のため基幹相談支援センターとの効果的な連携をしていきます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

また、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (1) 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながる機能を備えた相談支援
- (2) 就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (3) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民参加のできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「医療的ケア児」が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着【定着の追記】

障害者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、それを担う人材を確保し定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の参加への働きかけや多職種間の連携の推進、福祉現場の魅力の発信等を行います。

また、福祉現場の魅力を積極的に周知・広報等を行い、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいきます。

⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着【定着の追記】

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図り、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和八年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定し、計画的な整備を行います。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者支援施設では、施設入所者の個々の状況に応じた意思決定支援の実施や、地域生活支援拠点等及び地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組みます。

また、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保し、さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保していきます。

② 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神障害者の地域移行や定着に向け、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進に努めます。

③ 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、これについて、年一回以上地域生活支援連絡会で、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を行います。

また、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

現行、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていますが、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられます。

就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の動向や障害者雇用に係る求人状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進していきます。

さらに、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上に向け、農福連携の取組が進むよう理解を図るとともに、氷見市では、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進していきます。

なお、今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者の社会参加や就労に関する多様

なニーズに対応し、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、適切なサービスにつなぐ体制の構築を進めていきます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制づくりに取り組みます。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「障がい児支援連絡会」を開催するとともに、氷見市では医療的ケア児等に関するコーディネーターを引き続き配置します。

また、障害児の早期発見・支援を進めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援が継続して行われる体制づくりに努め、障害児一人ひとりの発達に応じた相談・指導・療育支援が可能となる氷見市子ども発達サポートセンターくるむとともに、氷見市における障害児支援の体制強化に努めます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを市役所庁舎内に設置し、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、障害者の生活を地域全体で支える体制の整備および充実に取り組みます。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

多様化する障害福祉サービス等の提供において、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していきます。

第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国の定めた基本指針に基づき、次に掲げる事項に係る目標及び指標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本的な考え方】

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- ② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点より5%以上削減することを目指します。

【数値目標】

項目		数値	考え方
A	令和4年度末現在の施設入所者数	78人	福祉施設入所者数
B	目標年度の入所者数	74人	令和8年度末時点での施設入所者見込数(A-D)
C	【目標値】 地域生活移行者数	5人	令和4年度末時点の入所者の6.0%以上が地域生活へ移行することを目指す
		6.4%	(割合)
D	【目標値】 削減見込	4人	令和4年度末時点の入所者数の5%以上の削減を目指す
		5.1%	(割合)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

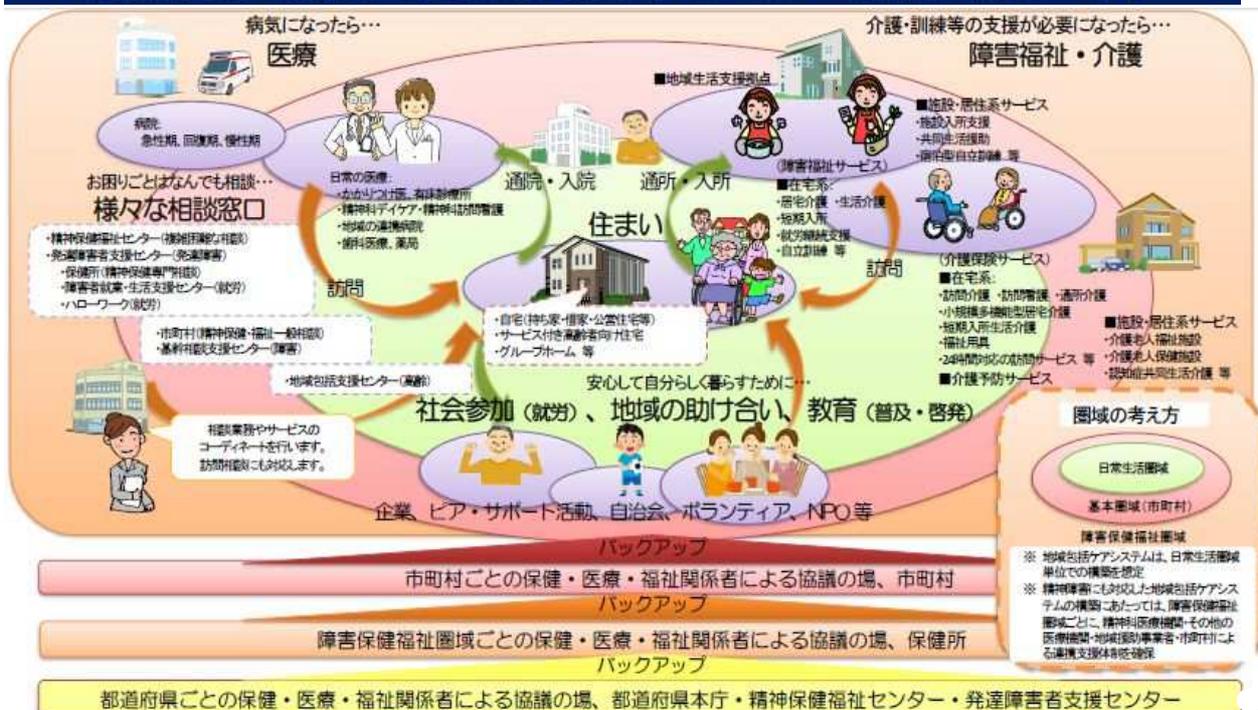
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となります。そのために必要な取組を積極的に推奨することが必要であることから、県が算定した本市の令和8年度末の「長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量（サービス利用者数）」が37人（国が基本方針に基づき推計）であることから、これを勘案して、「障害福祉サービス等のサービス見込量」に反映させ、充実した支援体制を構築していきます。

【国の基本指針】

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ② 令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③ 令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。

＊精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県は、この国指針に即して目標値を設定します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



(出典：厚生労働省資料)

3 地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに、コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

【基本的な考え方】

年一回以上、地域生活支援連絡会を開催し、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し充実を図っていきます。

令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。（新規）

【数値目標】

項目	数値	考え方
コーディネーターを配置	1人	コーディネーターの配置人数
地域生活支援連絡会を開催	年1回	支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を実施する回数
強度行動障害を有する者に対する支援体制	整備	状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

【基本的な考え方】

令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援事業については、1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指します。

【数値目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の年間一般就労移行者数	8人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	11人 1.38倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (倍率)

(目標値の内訳)

就労移行支援事業から一般就労への移行者	3人	令和3年度2人の1.5倍 (1.31倍以上)
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	4人	令和3年度3人の1.33倍 (1.29倍以上)
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	4人	令和3年度3人の1.33倍 (1.28倍以上)
生活介護事業から一般就労への移行者	0人	
自立訓練(機能訓練)から一般就労への移行者	0人	
自立訓練(生活訓練)から一般就労への移行者	0人	
合計	11人	

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（新規）

【基本的な考え方】

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

【数値目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%	就労移行支援事業利用終了後一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

③ 就労定着支援事業の利用者数

【基本的な考え方】

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。目指します。

【数値目標】

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	4人	令和3年度において就労定着支援を利用した者の数
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業利用者数	6人 (1.5倍)	令和8年度において令和4年度の実績の1.41倍以上とする

※就労定着とは、一般就労に移行し、就労を継続する期間が6ヵ月経過した者

④ 就労定着支援事業所の就労定着率

【基本的な考え方】

令和8年度末時点で、就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が7割以上の事業所を全体の2割5分以上を目指します。

【数値目標】

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の事業所	50%	就労定着支援事業利用終了後の就労定着率70%以上の事業所の割合

※就労定着率…過去6年間の就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

【基本的な考え方】

令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1箇所設置することを目指します。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の設置見込	設置	児童発達支援センターの設置状況。 ※市単独での設置が困難な場合は圏域での設置可（圏域では、高岡きずな発達支援センターの設置あり）

※氷見市子ども発達サポートセンターくるむとともに、児童発達支援センターに近づけた強化した体制作りをしていきたい。

② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

【基本的な考え方】

保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整えます。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の体制の構築	構築	氷見市に保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。（圏域では、高岡きずな発達支援センターが保育所等訪問支援等実施）

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

【基本的な考え方】

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上整備し、サービスを受けることができるよう体制を整えます。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の児童発達支援事業所の設置見込	設置	氷見市に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。※市単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可
【目標値】 令和8年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置見込	設置	

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【基本的な考え方】

令和元年4月より、氷見市地域自立支援協議会障がい児支援部会を年1回開催し、障害児支援のための協議をしています。医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、さらに協議を深めていきます。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の協議の場の設置状況	設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

⑤ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの設置

【基本的な考え方】

令和2年度に氷見市では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が円滑に支援を受けられるよう努めています。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の配置の見込	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを引き続き配置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターを強化

【基本的な考え方】

平成26年5月に「ふくし相談サポートセンター」を市庁舎内に設置し、基幹相談センターとして、総合的・専門的な相談支援を実施しています。様々な支援が、今後さらに複雑になると予想されることから、相談支援体制の強化体制を確保していきます。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の確保の見込	確保	地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

② 協議会における個別事例の検討等を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 (新規)

【基本的な考え方】

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 協議会の専門部会の実施回数	月1回	氷見市相談支援事業所連絡会で事例検討を行い、支援内容の検証を行い、地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【基本的な考え方】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

【目標】

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の体制の構築見込	構築	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

第5章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度の実績（令和5年度は見込）及び国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方、必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

1 訪問系サービス

【訪問系サービス全体の見込量についての基本的な考え方】

現在の利用者数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活移行者数、入院中の精神障害者の地域生活移行者、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用量を月7時間と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用者数(人)	23	23	20	21	22	23
	利用量(時間)	180.5	180.5	132	147	154	161

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内に5箇所ありますが、必要がある場合は市外の事業所と連携を図り受入確保に努めます。

② 重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用量を日8時間×週5日×4週と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
	利用量(時間)	0	0	0	0	0	160

【見込量確保のための方策】

市内に2箇所あるサービス提供事業所と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

③ 同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、また必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）及び排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用量を月20時間と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
同行援護	利用者数(人)	1	2	1	2	2	2
	利用量(時間)	6.0	20.0	19.5	40	40	40

④ 行動援護

【サービスの内容】

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用量を月2時間と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
行動援護	利用者数(人)	0	15	1	2	2	2
	利用量(時間)	0	1.5	1.5	4	4	4

【見込量確保のための方策】

市内に事業所は1箇所あります。市外の事業所の利用も含め、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用量を月4時間時間と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
重度障害者 等包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
	利用量(時間)	0	0	0	0	0	4

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内にありませんので、サービスの周知を図るとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

【日中活動系サービス全体の見込量についての基本的な考え方】

現在の利用者数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活移行者数、入院中の精神障害者の地域生活移行者、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒

業生、就労移行支援事業の対象者、平均的な一人当たりの利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

① 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は、区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分3以上）に該当する人が対象となります。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月19日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用者数(人)	136	134	138	141	144	147
	利用量(時間)	2,681	2,800	2,634	2,679	2,736	2,793

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が基準該当も合わせ市内に多数ありますが、必要がある場合は市外の事業所と連携を図り受入確保に努めます。

② 自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

身体障害者を対象に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準18ヶ月）、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月17日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数(人)	0	2	1	1	1	1
	利用量(時間)	0	31	20	17	17	17

【見込量確保のための方策】

市内に1箇所あるサービス提供事業所と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

③ 就労選択支援【新規】

【サービスの内容】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【見込量の考え方】

人材確保・体制整備のため準備期間を確保し、対象者が段階的に拡大することを見込み、利用者数及び量の見込みを定めます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労選択支援	利用者数(人)	—	—	—	0	1	2

【見込量確保のための方策】

人材確保・体制整備のため準備期間を確保し、サービス事業所と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

④ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

知的障害者、精神障害者を対象に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準24ヶ月、長期入所者の場合36ヶ月）、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月6日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数(人)	8	8	6	7	8	9
	利用量(人日分)	70	65	37	42	48	54

【見込量確保のための方策】

市内に4箇所あるサービス提供事業所と連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

⑤ 就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間（標準24ヶ月）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月17日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	利用者数(人)	8	8	9	10	11	12
	利用量(時間分)	163	136	151	170	187	204

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内に1箇所ありますが、必要がある場合は市外の事業所と連携を図り受入確保に努めます。

⑥ 就労継続支援

【サービスの内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【見込量の考え方】

(A型)

現に利用している者の数、障害者のニーズ、特別支援学校の卒業者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

なお、1人当たりの利用日数を月17日と見込んでいます。

(B型)

現に利用している者の数、障害者のニーズ、特別支援学校の卒業者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

なお、1人当たりの利用日数を月16日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		見込量			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	53	55	58	60	62	64
	利用量(人日分)	996	1,079	1,008	1,020	1,054	1,088
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	145	144	151	154	157	160
	利用量(人日分)	2,533	2,681	2,419	2,464	2,512	2,560

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内にA型が2箇所、B型が7箇所あります。必要がある場合は市外の事業所と連携を図り受入確保に努めます。

障害者優先調達法に基づき障害者就労施設などからの物品の調達を推進し、各事業所の工賃向上を目指します。

⑦ 就労定着支援

【サービス内容】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、職業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。

【見込量の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数のうち7割の利用を見込みます。令和8年度で5人の利用を見込みます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着支援	利用者数(人)	1	5	3	4	5	6

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内に1箇所あります。サービスの周知を図るとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑧ 療養介護

【サービスの内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【見込量の考え方】

見込量については、利用者数の増減が生じることが少ないサービスであるため、現在の利用者数に今後利用所定者数を加え定めます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	利用者数(人)	14	14	14	14	14	14

【見込量確保のための方策】

市内での実施事業所（医療機関）の確保は困難が予想されることから、市外の事業所を利用していただきます。

⑨ 短期入所（福祉型）

【サービスの内容】

自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月4日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所 （福祉型）	利用者数(人)	5	1	2	4	6	8
	利用量(人日分)	27	3	7	16	24	32

【見込量確保のための方策】

市内に事業所は3箇所あります。市外の事業所の利用も含め、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑩ 短期入所（医療型）

【サービスの内容】

自宅で介護する人が病気等の場合に、医療機関等において、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

1人当たりの利用日数を月7日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
短期入所 （医療型）	利用者数(人)	2	2	3	3	3	3
	利用量(人日分)	11	13	20	21	21	21

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内にありませんので、市外の事業所に働きかけサービス提供事業所の確保に努めます。

3 居住系サービス

【居住系サービス全体の見込量についての基本的な考え方】

現在の利用者数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活移行者数、入院中の精神障害者の地域生活移行者、グループホームに入所・退所する者等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

① 自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【見込量の考え方】

年1名の地域移行者数を見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所が市内にありませんので、サービスの周知を図るとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
また、介護サービスが必要な人には、個々のニーズに応じたサービスが提供されます。

【見込量の考え方】

令和4年度末のグループホーム利用者数を基礎として、年1名の増加を見込んでいます。また、令和8年度にグループホーム1箇所増を見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助（グループホーム）	利用者数(人)	39	41	40	41	42	43

【見込量確保のための方策】

グループホームは、施設入所者の地域生活移行の際の受け皿として大変効果的なものであることから、つぎのとおり目標を設定し、その整備の促進に努めます。

グループホーム整備目標（市内の総箇所数）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
グループホーム整備数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所
グループホーム定員数	36	36	36	36	36	46

③ 施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込量の考え方】

令和4年度末の施設入所者数を基礎として、年1名の減少を見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	利用者数(人)	74	74	77	76	75	74

④ 地域生活支援拠点等の整備

【事業の内容】

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう体制を整備する。

【見込量の考え方】

地域生活支援拠点の5つの機能を検証・検討し充実していきます。

【実施実績及び見込み】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域生活支援拠点等	箇所数	1	1	1	1	1	1
	検証及び検討の実施回数	1	0	1	1	1	1

4 相談支援

計画相談支援の対象者は、障害福祉サービスを利用するすべての障害者となることから、引き続きサービス基盤の整備が必要となります。

また、地域移行支援及び地域定着支援は、入所施設や精神科病院等から地域生活へと移行する方の支援体制であり、引き続き確保していく必要があります。

【サービスの内容】

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児に対し、適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整や計画作成の支援を行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し個別の支援計画を作成し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等や事業所との連絡調整を行います。

③ 地域定着支援

障害者支援施設等又は精神科病院等から退所・退院又は家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、個別の支援計画を作成し常時の連絡体制を確保し緊急時の訪問等を行います。

【基本的な考え方】

① 計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の令和5年度における利用者数を勘案し、計画作成・モニタリングを1人あたり年2回と仮定した利用者数の見込みを定めま

す。

② 地域移行支援

施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数を勘案して、利用者数の見込みを定めま

す。

③ 地域定着支援

居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けることができない障害者の数、地域移行への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めま

す。

【各年度の利用実績及び見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数(人)	80	96	81	84	87	90
地域移行支援	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1

【見込量確保のための方策】

令和5年度では、市内の指定特定相談事業所は4箇所あります。障害福祉サービスや地域相談支援の利用者数の増加が見込まれることから、特定相談事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、相談支援専門員の確保に努めます。

地域相談支援が活用されることを踏まえ、基幹相談支援センターや相談支援事業所、サービス提供事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

福祉施設や精神科病院からの地域移行が促進されることを踏まえ、単身で生活する障害者が適切な支援、サービスに繋がるよう努めます。

④ 相談支援体制の充実・強化のための取組

【事業の内容】

地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。また、障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映したサービス等利用計画案を作成、検証、見直しを行います。

【基本的な考え方】

総合的・専門的な相談支援の実施、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成の実施件数、相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数を定めます。

【実績及び見込み】

サービス名	実績 (R5は見込)			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件)	4	4	4	5	5	5
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件)	9	9	11	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回)	9	9	11	12	12	12

【見込量確保のための方策】

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保に努めます。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【事業の内容】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【基本的な考え方】

保健、医療及び福祉関係者による、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場における、目標設定や評価を行います。

【実施実績及び見込み】

サービス名	実績 (R5は見込)			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	1	0	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	11	0	13	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1	0	1	1	1	1

【各年度の精神障害者に係る利用実績及び見込量(1ヶ月当たりの見込量)】

サービス名	単 位	実績	見込量			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
地域移行支援	利用者数(人)	0	0	0	1	
地域定着支援	利用者数(人)	0	0	1	1	
共同生活援助	利用者数(人)	9	10	11	12	
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	5	6	7	8	

【見込量確保のための方策】

氷見市地域自立支援協議会の専門部会において、身体障害・知的障害・精神障害ともに地域で安心して生活できる体制について協議していきます。

6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【事業の内容】

利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を行います。

【基本的な考え方】

担当職員の障害者総合支援法の具体的理解の促進のための研修会の参加や、事業所の過誤請求防止を図るため、審査結果の共有を行います。

【実施実績及び見込み】

サービス名	実績 (R5は見込)			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	0	0	3	2	2	2
障害福祉自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員参加を促進し、自立支援審査支払システムによる審査結果の分析結果の共有を図ります。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

本事業には、法律により実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、これに限らず市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとされています。

地域生活支援事業として以下のとおり各事業を実施します。

1 理解促進研修・啓発事業

【事業の内容】

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行うことを通して、障害者が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすことを目指すものです。

【実施に関する考え方】

障害と障害者への理解を促進するため、研修・啓発事業を促進します。

【実施実績及び見込み】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

【事業の内容】

障害者が自立した日常生活や社会参加することができるように、障害者やその家族が自発的に行う活動を支援します。

【実施に関する考え方】

今後も、自発的な活動に取り組む団体の支援につながるよう事業を実施します。

【実施実績及び見込み】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

【事業の内容】

① 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する諸般の問題や相談に応じて、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、氷見市では、平成26年に市役所庁舎内に「基幹相談支援センター」を設置し、総合的、専門的な相談支援を行うほか、権利擁護、相談支援事業所への専門的指導、助言等人材育成や地域のネットワーク化など連携を強化し、地域における相談支援体制の中核的な役割を担います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、上記①の事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

④ 地域自立支援協議会

地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす

氷見市地域自立支援協議会を平成19年度に設置しました。この専門部会である、相談支援事業所連絡会、権利擁護、地域生活支援連絡会、就労支援連絡会、障害児支援連絡会等で、雇用、教育、医療など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、相談支援事業を効果的に実施しています。

【実施に関する考え方】

①の事業については、市内指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所に業務を委託して実施しています。

また、地域生活支援拠点の求められる5つの機能の整備に向けて、基幹相談支援センター（社会福祉協議会へ委託）が中心となり、体制の構築を進めています。

②の事業については、①の事業を実施している事業所に合わせて委託し、実施していません。

③の事業については、地域生活への移行支援に取り組む中で、実施に向けたサポート体制を検討します。

④の事業については、市が直接事業を実施します。また専門部会及びサービス調整会議（社会福祉協議会へ委託）を設置して、専門的かつ実務的に事例等を検討し、地域課題の解決を図っていきます。

【実施箇所数及び実施見込み箇所数】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	4	4	4	5	5	6
基幹相談支援センター機能強化事業	実施箇所数(箇所)	4	4	4	5	5	6

4 成年後見制度利用支援事業

【事業の内容】

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、預貯金などの財産の管理や障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

【実施に関する考え方】

成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが困難な知的障害者や精神障害者に対しての費用の助成のほか、申立人となる親族等がない人には市長が申立人となり利用を支援します。

【実利用者数及び実利用見込者数】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

福祉サービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

【実施に関する考え方】

平成31年度よりとやま呉西圏域連携協議会において、法人成年後見制度の事業を実施しています。今後は、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援します。

6 意思疎通支援事業

【事業の内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため、手話通訳者の派遣等を行います。

【実施に関する考え方】

聴覚障害者を対象とした手話通訳者・要約筆記者の派遣については、富山県聴覚障害者協会に業務を委託して実施します。

なお、利用料は無料とします。

【実利用者数及び実利用見込者数】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者・要約 筆記者等派遣事業	実利用者数 (人)	2	0	1	2	2	2

【見込量確保のための方策】

対象となる障害者に対し、本事業の周知に努めるとともに、サービス利用の促進を図ります。

7 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【実施に関する考え方】

市が直接事業を実施します。なお、補装具費と同様に、原則として費用の1割を自己負担していただきます。(排泄管理支援用具に限り自己負担は5%とします。) また、低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児については、利用者負担を無料としています。

【年間給付件数及び給付見込み件数】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援 用具	年間給付件数	5	0	2	2	2	2
自立生活支援 用具	年間給付件数	11	3	8	8	8	8
在宅療養等支援 用具	年間給付件数	5	7	4	4	4	4
情報・意思疎通 支援用具	年間給付件数	6	5	1	3	3	3
排泄管理支援 用具	年間給付件数	1,260	1,363	1,494	1,500	1,500	1,500
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	年間給付件数	3	4	2	3	3	3

【見込量確保のための方策】

利用者の利便性確保のため利用を促進します。また、日常生活の円滑化のため制度の周知に努めます。

8 手話奉仕員養成研修事業

【事業の内容】

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員等を養成研修します。

【実施に関する考え方】

手話奉仕員の講習会は、ボランティア団体に委託して実施します。講習参加者の募集については、広報・ホームページ等で広く周知します。

【実利用者数及び実利用見込者数】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実利用者数 (人)	12	5	9	10	15	10

9 移動支援事業

【事業の内容】

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行います。個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援、複数の障害者等への同時支援（グループ支援）を行います。

【実施に関する考え方】

サービスの提供は、事前に登録のある指定居宅介護事業所等が行います。

【実利用者数及び実利用見込者数】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
個別支援	実利用者数(人)	3	2	1	4	4	5
	利用時間数(時間)	52	103	40	180	180	180
グループ支援	実利用者数(人)	0	0	0	4	4	4
	利用時間数(時間)	0	0	0	20	20	20

【見込量確保のための方策】

本事業の実施のために、指定居宅介護事業者等を活用してサービス提供者の確保に努めます。

10 地域活動支援センター事業

【事業の内容】

障害者等を通所させ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。また、本事業の機能を充実強化する事業として以下のような類型が設けられています。

① 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。（相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件）

② 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入

浴等のサービスを実施します。

③ 地域活動支援センターⅢ型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。

【実施に関する考え方】

地域活動支援センターⅠ型については、市内に実施事業所がないため、市外の事業所を利用していただきます。

地域活動支援センターⅡ型については、市内に1か所事業所があり、社会適応訓練に向けた活動等のサービスを実施しています。

地域活動支援センターⅢ型については、事業の実施主体への補助事業として実施しています。

【実施箇所数及び実施見込み箇所数等】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センターⅡ型	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用時間数(時間)	62	37	45	54	54	54
地域活動支援センターⅢ型	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用時間数(時間)	27	29	28	34	34	34

【見込量確保のための方策】

事業の実施主体と連携をとり、見込量の確保に努めます。

1 1 その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

【事業の内容】

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

【実施に関する考え方】

サービスの提供は、事前に登録のある介護保険制度の指定事業所が行います。

【実施箇所数及び実施見込み箇所数等】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数(箇所)	1	1	0	1	1	1
	実利用者数(人)	2	1	0	2	2	2

【見込量確保のための方策】

事業の周知に努めるとともに、サービス利用の促進を図ります。

② 日中一時支援事業

【事業の内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等を対象に、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

【実施に関する考え方】

サービスの提供は、短期入所、生活介護、放課後等デイサービス等の事業所が行います。

【実施箇所数及び実施見込み箇所数等】

サービス名	単 位	実績 (R5は見込)			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)	2	2	4	4	4	4
	実利用者数(人)	19	23	23	23	23	23

【見込量確保のための方策】

障害福祉サービス事業所や富山型デイサービスに働きかけ、サービス提供事業所の確保に努めます。

③ 生活サポート事業

【事業の内容】

介護給付支給決定者以外の者（障害支援区分が非該当と認定された者）であって、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれのある者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

【実施に関する考え方】

サービスの提供は、事前に登録のある指定居宅介護事業所等が行います。

【見込量確保のための方策】

ホームヘルプサービス等の利用希望があるにもかかわらず、障害支援区分が非該当と認定された方に対して、ケアマネージメントを行ったうえでサービス利用を働きかけます。

④ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。

【事業の内容及び実施に関する考え方】

ア スポーツ・レクリエーション活動等支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツの普及のため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を各種団体へ委託し開催します。

また、障害者の文化芸術活動を推進するための機会の確保・充実に努めます。

イ 点字・声のおたよりサービス事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音声訳その他障害者にわかりやすい方法により、市の広報、障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報等を定期的に提供します。ボランティア団体へ委託して実施します。

ウ 身体障害者自動車操作訓練・改造費助成事業

身体障害者で運転免許証の取得により就労が見込まれる等社会参加への効果があると認められる者又は日常生活に必要と認められる者を対象として、自動車運転免許証の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。

また、身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用を助成します。

なお、いずれについても所得制限を設けるとともに限度額を設定します。

【見込量確保のための方策】

広報活動等を行い、各事業の周知に努めます。

第7章 障害児を対象としたサービスの見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度の実績（令和5年度は年度末の見込み）及び国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障害児通所支援及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方、必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

1 障害児通所支援

① 児童発達支援

【サービスの内容】

未就学の障害児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。令和6年度から福祉型と医療型が一元化されます。

【基本的な考え方】

令和3年度から令和5年度の利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

なお、1人当たりの利用日数を月5日と見込んでいます。

【各年度の見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用者数(人)	13	18	16	17	18	19
	利用量(人日分)	79	88	77	85	90	95

【見込量確保のための方策】

市内には3か所の指定事業所のほか基準該当事業所があります。適切なサービスが利用できるよう事業所へ働きかけるとともに、市外事業所とも連携を図り、受け入れの確保に努めます。

② 放課後等デイサービス

【サービスの内容】

就学している障害児について、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

【基本的な考え方】

現に利用している障害児の数、利用ニーズが高いことや事業所の新設等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めます。

なお、1人当たりの利用日数を月13日と見込んでいます。

【各年度の見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
放 課 後 等 デ イ サービス	利用者数(人)	60	64	68	70	72	74
	利用量(人日分)	854	888	886	910	936	962

【見込量確保のための方策】

市内には5か所の指定事業所のほか基準該当事業所があります。利用ニーズも高いことから、適切なサービスが利用できるよう事業所へ働きかけるとともに、市外事業所とも連携を図り、受け入れの確保に努めます。

③ 保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育所、認定こども園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児について、当該施設を訪問し、集団生活への対応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【基本的な考え方】

現在の利用者はいませんが、令和7年度で1人、月2日利用するとして見込みます。

【各年度の見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保 育 所 等 訪 問 支 援	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1
	利用量(人日分)	0	0	0	0	2	2

【見込量確保のための方策】

現在、サービス提供事業所が市内にありませんが、必要がある場合は市外の事業所に働きかけ受入確保に努めます。また、行政や関係機関と連携を図り保育所等訪問支援の体制整備に努めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容】

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与等の支援を行います。

【各年度の見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	1	1
	利用量(人日分)	0	0	0	0	2	2

【見込量確保のための方策】

現在、サービス提供事業所が市内にありませんが、必要がある場合は市外の事業所に働きかけ利用事業所の確保に努めます。

2 障害児相談支援

① 障害児相談支援

【サービスの内容】

障害児通所サービスを利用するすべての障害児に対し、適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整や計画作成の支援を行います。

【基本的な考え方】

障害児通所サービスの令和5年度における利用者数を勘案し、計画作成・モニタリングを1人あたり年2回と仮定した利用者数の見込みを定めます。

【各年度の見込量（1ヶ月当たりの見込量）】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	利用者数(人)	12	16	14	16	18	20

【見込量確保のための方策】

特定相談事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講への呼びかけを行い、相談支援専門員の確保に努めます。

② 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置

【サービス内容】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を相談支援事業所等に配置します。

【各年度の見込量】

サービス名	単 位	実績（R5は見込）			見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置	配置人数(人)	6	6	6	6	6	6

【見込量確保のための方策】

医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、県が実施する養成研修を周知するなどして、人材の育成を支援します。

3 発達障害者に対する支援

【サービスの内容】

発達障害者等の早期発見・早期支援のため、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援を行います。

【実施人数及び見込み】

取組	実績 (R5は見込)			見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者 数(人)	4	7	6	6	6	6
ペアレントメンターの人数 (人)	0	3	3	4	5	6
ピアサポートの活動への参 加人数(人)	0	0	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

サービスを必要とする障害者やその保護者等が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

第8章 サービスの円滑な実施の確保に必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待防止センター（福祉介護課内に設置）を中心として、障害者に対する虐待の未然防止及び早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な保護、支援を行い、再発の防止に取り組めます。また、氷見市障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護および自立のほか、養護者に対する支援を適切に実施するための連携協力体制の整備を図ります。

2 意思決定支援

入所等から地域生活へ移行する等、地域生活を希望する人が、適切に意思決定支援を行うつつ、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援していくことが必要です。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した、手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等、意思疎通支援や支援者の養成を行うほか、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

5 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。このため、障害への理解促進と差別解消に向けた障害者の特性や合理的配慮について、ホームページや広報、講演会等による周知啓発に努めます。

6 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進める必要があります。また、日常的な地域

とのつながりが、発災時における障害者等の安全確保につながるとともに、一方で、事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となるよう、地域全体の防災対策を考えていきます。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者等が、安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われないよう本人の意向を把握し、意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備し、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと支援に従事できるよう、職場環境整備の啓発に取り組んでいきます。

参考資料

(1) 障害福祉に関するアンケート調査結果【市民対象】

1 調査の概要

【調査目的】

障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害福祉計画の策定や障害者施策の推進に活用することを目的に実施した。

【調査対象及び抽出方法】

市民より1千人を無作為に抽出し調査した。

【回収結果】

配布数・・・・・・・・・・1,000件

回収率・・・・・・・・・・390件(39.0%)

【回答者】

	回答数(件)	割合(%)
1. 本人	350	89.7
2. 本人の家族	34	8.7
3. 家族以外の介助者	0	0.0
無回答	6	1.6

【性別】

	回答数(件)	割合(%)
1. 男性	173	44.4
2. 女性	215	55.1
無回答	2	0.5

【年齢】

	回答数(件)	割合(%)
1. 10歳代	3	0.8
2. 20歳代	17	4.4
3. 30歳代	24	6.2
4. 40歳代	41	10.5
5. 50歳代	50	12.8
6. 60歳代	89	22.8
7. 70歳代	120	30.8
8. 80歳代以上	45	11.5
無回答	1	0.2

問 4 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）

		回答数（件）	割合（％）
回答			376 件
			96.4
	1. 食事、トイレ、入浴等の生活介助	11	2.9
	2. 外出の介助	10	2.7
	3. 家族以外の人との意思疎通の援助	6	1.6
	4. お金の管理の援助	7	1.9
5. その他	10	2.7	
6. 支援の必要なし	344	91.5	
無回答		14	3.6

支援を必要としない割合がほとんどとなっている。

【問4で「1から5」を回答された方（23名）にお聞きします。】

問 5 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。

	回答数（件）	割合（％）
1. 父母・祖父母	1	4.3
2. 兄弟姉妹	1	4.3
3. 配偶者（夫または妻）	11	47.8
4. 子ども	6	26.1
5. ホームヘルパーや施設の職員	4	17.5
6. その他の人（ボランティア等）	0	0.0
無回答	0	0.0

配偶者が約半数を占めており、次いで子どもの支援が3割近く占めている。8割以上、家族等が支援者である。

【問5で「1から4」を回答された方（19名）にお聞きします。】

問 6 あなたを1番支援してくれる家族についてお答えください。

① 年齢を教えてください。（令和5年7月1日現在）

	回答数（件）	割合（％）
0歳～17歳	0	0.0
18歳～29歳	0	0.0
30歳～39歳	0	0.0
40歳～49歳	2	10.5
50歳～59歳	5	26.3
60歳～69歳	1	5.3
70歳～79歳	4	21.1
80歳～	5	26.3
無回答	2	10.5

50代以上が8割を占めている。

② 性別を教えてください。

	回答数（件）	割合（％）
1. 男性	8	42.1
2. 女性	8	42.1
無回答	3	15.8

男女ともに同じ割合となっている。

③ 健康状態を教えてください。

	回答数（件）	割合（％）
1. よい	2	10.5
2. ふつう	12	63.2
3. よくない	3	15.8
無回答	2	10.5

健康状態がよくない方は、2割近くとなっている。

問 7 あなたは、ご近所と、どの程度お付き合いされていますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. 困ったときに助け合う	28	7.2
2. 困ったときに相談する	16	4.1
3. ときどき家を訪問する	12	3.1
4. 立ち話などをする	83	21.3
5. 挨拶をする	139	35.6
6. 特に関わりができていない	19	4.9
無回答	93	23.8

挨拶や立ち話程度が半数以上を占めており、相談したり困った時に助け合う付き合いをされている方は低い割合となっている。

【問7で「6」と回答された方（19名）にお聞きします。】

問 8 あなたが近隣住民と関りが無い理由は何ですか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. 関わることを望んでいない	6	31.6
2. 適当な人がいない	5	26.3
3. 関わり方がわからない	2	10.5
4. その他	4	21.1
無回答	2	10.5

関わることを望んでいない方が多くなっている。

問 9 あなたは、今後、ご近所と、どの程度お付き合いを望みますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. 困ったときに助け合う	84	21.5
2. 困ったときに相談する	26	6.7
3. ときどき家を訪問する	8	2.1
4. 立ち話などをする	78	20.0
5. 挨拶をする	92	23.6
6. あまり関わりたくない	14	3.6
無回答	88	22.5

挨拶、立ち話程度や困った時に助け合う関係を望んでいる方が多く見られた。問7の現状に比べると、困ったときに助け合う関係を望んでいる方が多かった。

住まいや暮らしについて

問 10 あなたは現在どのように暮らしていますか。

(1) 一緒に暮らしている人の有無

	回答数(件)	割合(%)
1. 一人で暮らしている	39	10.0
2. 2世代が同居(親と子と一緒に暮らしている)	156	40.0
3. 3世代が同居(親と子と孫と一緒に暮らしている)	173	44.4
4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている	2	0.5
5. その他の親族と暮らしている	5	1.3
6. その他	6	1.5
無回答	9	2.3

現状として、家族・親族と暮らしている方が8割占めており、1割が1人暮らしとなっている。

(2) 暮らしている場所

	回答数(件)	割合(%)
1. 持ち家(一戸建て)	359	92.1
2. 持ち家(分譲マンション等の集合住宅)	2	0.5
3. 賃貸住宅(一戸建て)	4	1.0
4. 宿舍・寮(企業・学校等)	1	0.3
5. 賃貸住宅(アパート等の集合住宅)	13	3.3
6. グループホーム	1	0.3
7. 福祉施設(障害者支援施設・高齢者施設等)	2	0.5
8. その他	2	0.5
無回答	6	1.5

一戸建ての持ち家の方が9割を占めている。

問 11 あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。

(1) 一緒に暮らしたい人の有無

	回答数(件)	割合(%)
1. 一人で暮らしている	42	10.8
2. 2世代が同居(親と子と一緒に暮らしている)	179	45.9
3. 3世代が同居(親と子と孫と一緒に暮らしている)	122	31.3
4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている	20	5.1
5. その他の親族と暮らしている	2	0.5
6. その他	9	2.3
無回答	16	4.1

家族・親族と暮らしたい方が8割程度占めており、1割が1人暮らしをしたいとなっている。問10の現状と比較して、2世代同居を望む方や福祉施設、グループホームを考えている方の割合が多くなっている。

(2) 暮らしたい場所

	回答数(件)	割合(%)
1. 持ち家(一戸建て)	325	83.3
2. 持ち家(分譲マンション等の集合住宅)	13	3.3
3. 賃貸住宅(一戸建て)	2	0.5
4. 宿舍・寮(企業・学校等)	0	0.0
5. 賃貸住宅(アパート等の集合住宅)	11	2.8
6. グループホーム	8	2.1
7. 福祉施設(障害者支援施設・高齢者施設等)	14	3.6
8. その他	1	0.3
無回答	16	4.1

一戸建ての持ち家で暮らしたい方が8割を占めている。問10の現在持ち家(一戸建て)で暮らしている方の約1割が、将来、マンション、アパート等のほか、グループホームや福祉施設等を考えている。

悩み・相談について

問 12 あなたの生活の中にある、悩みや困りごとはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

	回答数(件)	割合(%)
回答	381	97.7
1. 住まいのこと	67	17.6
2. 恋愛や結婚のこと	14	3.7
3. 自分の健康・治療のこと	155	40.7
4. 家族の健康・治療のこと	137	36.0
5. 子育てに関すること	31	8.1
6. 生活費等経済的なこと	90	23.6
7. 家族や近隣住民等の人間関係	19	5.0
8. 職場や学校の人間関係	13	3.4
9. 親亡き後のこと	38	10.0
10. 緊急時や災害時等防災に関すること	48	12.6
11. 仕事のこと	48	12.6
12. 地域の治安に関すること	18	4.7
13. 特にない	95	24.9
14. その他	10	2.6
無回答	9	2.3

自身や家族の健康・治療が高い割合となっており、次いで住まいや生活費等の経済的なことが高くなっている。また、1割の方が親亡き後のことや防災に関することで悩んでいる。

【問12で「1から12、14」を回答された方（292名）にお聞きします。】

問 13 あなたは、悩みや困りごとについて、誰に相談していますか。

(あてはまるものすべてに○)

	回答数(件)	割合(%)
回答	265	90.8
1. 家族・親族	225	84.9
2. 友人・知人	103	38.9
3. 近隣住民	23	8.7
4. 民生委員・児童委員	7	2.6
5. 行政等の相談機関	11	4.2
6. 職場関係者	20	7.5
7. 保育園、幼稚園、学校の先生	4	1.5
8. 相談する人はいない	13	4.9
9. その他	5	1.9
無回答	27	9.2

家族・親族が最も高い割合となっており、次いで友人・知人となっている。

問 14 あなたが、知っている相談できる機関はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数(件)	割合(%)
回答	355	91.0
1. 市の相談窓口(担当課含む)	214	60.3
2. 厚生センター	45	12.7
3. 地域包括支援センター	114	32.1
4. 子ども発達サポートセンターくるむ	12	3.4
5. ふくし相談サポートセンター	38	10.7
6. 氷見市障害者福祉センター我家	18	5.1
7. こもれびの里相談支援センター	18	5.1
8. 安靖氷見共同作業所	12	3.4
9. サルヘンなぎ	6	1.7
10. 知らない	106	29.9
11. その他	14	3.9
無回答	35	9.0

市の相談窓口や地域包括支援センターが高い割合となっている。しかし、3割の方が知らないと回答している。

問 15 あなたは、下記の中で関心のあることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	347	89.0
1. 8050問題 (※1) に関すること	59	17.0
2. 引きこもりに関すること	40	11.5
3. ヤングケアラー (※2) に関すること	44	12.7
4. LGBTQ (※3) に関すること	19	5.5
5. 外国人に関すること	16	4.6
6. ごみ屋敷に関すること	31	8.9
7. 成年後見制度 (※4) に関すること	39	11.2
8. 介護離職に関すること	44	12.7
9. ヘルプマーク (※5)	22	6.3
10. ダブルケア (※6) に関すること	31	8.9
11. 特にない	178	51.3
無回答	43	11.0

どの項目も高い割合ではないが、2割近くの方が8050問題に関心がある。

問 16 あなたは、生活の中で困ったことが生じた場合、どのようなところから情報を得ていますか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	383	98.2
1. 本や新聞、雑誌の記事	140	36.6
2. テレビやラジオのニュース	127	33.2
3. 広報ひみ、ひみのふくし、福祉とやま等広報誌	130	33.9
4. 市のLINE やホームページを含むインターネット	128	33.4
5. 家族・親せき	198	51.7
6. 友人・知人	124	32.4
7. 病院の医師、看護師等	57	14.9
8. 保育園、幼稚園、学校の先生	8	2.1
9. 相談支援事業所	10	2.6
10. 市の相談窓口 (担当課含む)	52	13.6
11. 特に困ったことがない	39	10.2
12. その他	7	1.8
無回答	7	1.8

家族・親せきから情報を取得する割合が5割を超え最も高く、次いで本や新聞等の記事、広報などの紙情報やテレビやラジオのニュース、インターネット、友人・知人の割合がそれぞれ3割超となっている。

参考資料

問 17 あなたは、現在お住まいの地域で、どのような分野の課題や問題があると思いますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	372	95.4
1. 保健・医療	72	19.4
2. 高齢福祉 (介護等)	168	45.2
3. 障がい福祉 (制度等)	24	6.5
4. 児童福祉 (保育・子育て等)	30	8.1
5. 教育	18	4.8
6. 生きがいづくり	54	14.5
7. 経済的な困窮	35	9.4
8. 雇用・労働	51	13.7
9. 防犯・防災	57	15.3
10. 引きこもり	13	3.5
11. 特にない	102	27.4
12. その他	19	5.1
無回答	18	4.6

高齢福祉 (介護等) が最も高くなっており、障がい福祉 (制度等) は低い割合となっている。

権利擁護について

問 18 あなたは、障害のある人や難病の人がいやな思いをしたり、トラブルにあったりしているのを見聞きしたことがありますか。 (あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	372	95.4
1. 嫌な思いをしたり、トラブルにあったりしているのを見たことがる	23	6.2
2. 嫌な思いをしたり、トラブルにあったりしたという話を聞いたことがある	66	17.7
3. そのようなことはない	286	76.9
4. その他	4	1.1
無回答	18	4.6

見たり聞いたりしたことがある割合が2割程度となっている。

【問18で「1または2」と回答された方(82名)にお聞きします。】

問 19 どのような場所で見たり聞いたりしましたか。 (あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	78	95.1
1. 学校・仕事場	18	23.1
2. 仕事を探しているとき	4	5.1
3. 外出中	27	34.6
4. 余暇を楽しむとき	5	6.4
5. 病院などの医療機関	16	20.5
6. 住んでいる地域	27	34.6
7. その他	5	6.4
無回答	4	4.9

外出中や住んでいる地域で見たり聞いたりしている方が多く、次いで学校・仕事場・病院等になっている。

問 20 成年後見制度についてご存じですか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. 名前も内容も知っている	128	32.8
2. 名前も内容も知らない	78	20.0
3. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	154	39.5
無回答	30	7.7

7割程度の方が名前を知っているが、内容を知らない方が6割程度いる。

災害時の避難について

問 21 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. できる	281	72.1
2. できない	19	4.9
3. わからない	84	21.5
無回答	6	1.5

できない、わからないが3割程度占めている。

問 22 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けしてくれる人はいますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. いる	131	33.6
2. いない	71	18.2
3. わからない	172	44.1
無回答	16	4.1

いない、わからないが6割以上を占めている。

問 23 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	371	95.1
1. 地域の避難場所がわからない	48	12.9
2. 避難場所等の安全な場所まで迅速に避難することができない	73	19.7
3. 被害状況等の情報がわからない。入手できない	72	19.4
4. 周囲とコミュニケーションがとれない	25	6.7
5. 救助を求めることができない	16	4.3
6. 避難場所のトイレ等生活環境が不安	164	44.2
7. 薬や日常生活用具の入手が不安	126	34.0
8. その他	11	3.0
9. 特になし	94	25.3
無回答	19	4.9

避難場所のトイレ等の生活環境が最も高く、次いで薬や日常生活用具の入手に不安を抱く方の割合が高くなっている。

ボランティア活動について

問 24 あなたは、ボランティア活動や住民の支え合い活動に興味関心がありますか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. ある	67	17.2
2. 少しある	187	47.9
3. 特にない	127	32.6
無回答	9	2.3

興味関心がある方は6割を占めている。

問 25 あなたは、ボランティア活動や住民の支え合い活動にどのくらいの頻度で参加しましたか。

	回答数 (件)	割合 (%)
1. ほぼ毎週かそれ以上	7	1.8
2. 月に2,3回程度	13	3.3
3. 月に1回程度	18	4.6
4. 年に数回程度	99	25.4
5. 年に1回程度	53	13.6
6. 全く行っていない	188	48.2
無回答	12	3.1

月に1回以上参加している方は1割程度となっている。

【問25で「6」と回答された方（188名）にお聞きします。】

問 26 あなたは、どのような条件を整えばボランティア活動や住民の支え合い活動を行うことができますか。 あてはまるものすべてに○

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	184	97.9
1. 時間の余裕	94	50.0
2. 経済的な余裕	33	17.6
3. 体力的な余裕	78	41.5
4. 身体的に可能な活動	38	20.2
5. 精神的に可能な活動	21	11.2
6. 人付き合いがないこと	10	5.3
7. 活動の情報提供	32	17.0
8. 関心がない	24	12.8
9. その他	5	2.7
無回答	4	2.1

時間や体力的な余裕が高い割合となっている。

就労について

問 27 あなたは、障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	359	92.1
1. 通勤手段の確保	166	42.6
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	134	34.4
3. 短時間勤務や勤務日数の配慮	161	41.3
4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	207	53.1
5. 在宅勤務の拡充	94	24.1
6. 職場の理解	247	63.3
7. その他	13	3.3
無回答	31	7.9

職場の理解や勤務形態等についての割合が高くなっている。

施策について

問 28 あなたは今後、行政にどのような施策に力を入れてほしいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

	回答数 (件)	割合 (%)
回答	368	94.4
1. 障害者に対する理解の促進	114	31.0
2. 保健・医療の充実	190	51.6
3. 教育・育成の充実	79	21.5
4. 雇用・就労支援の充実	121	32.9
5. 相談支援体制の充実	105	28.5
6. 訪問系サービスの充実	82	22.3
7. 福祉施設の整備	98	26.6
8. 建物・道路等のバリアフリー化	63	17.1
9. 趣味・スポーツ・レクリエーション活動の充実	63	17.1
10. 情報保障の確保	31	8.4
11. 手当などの経済的支援の充実	122	33.2
12. その他	6	1.6
無回答	22	5.6

保健・医療の充実の割合が5割を超え最も高く、次いで、手当などの経済的支援、雇用・就労支援の充実及び障害者に対する理解の促進が3割を超え高い割合となっている。

(2) 障害福祉に関するアンケート調査結果【障害者・児対象】

1 調査の概要

【調査目的】

障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害福祉計画の策定や障害者施策の推進に活用することを目的に実施した。

【調査対象及び抽出方法】

障害者については、以下の障害者手帳交付者等から級とは無関係に約3分の1にあたる1,000人を無作為に抽出した。障害児については、18歳未満のもの110人すべてを調査対象とした。

(R5. 3月末)

項目	人数(人)
身体障害者手帳交付者数	2,016
療育手帳交付者数	397
精神障害者保健福祉手帳交付者数	332
自立支援医療(精神通院)受給者数	492
合計	3,237

【回収結果】

配布数・・・・・・・・・・1,110件(うち障害児110件)
 回収数・・・・・・・・・・ 521件(うち障害児 47件)
 回収率・・・・・・・・・・ 46.9%(うち障害児42.7%)

【回答者】

	障害者・障害児		(再掲)児のみ	
	回答数(件)	割合(%)	回答数(件)	割合(%)
1. 本人	315	60.5	6	12.8
2. 本人の家族	158	30.3	39	83.0
3. 家族以外の介助者	28	5.4	0	0.0
無回答	20	3.8	2	4.3

【性別】

	障害者・障害児		(再掲)児のみ	
	回答数(件)	割合(%)	回答数(件)	割合(%)
1. 男性	265	50.9	29	61.7
2. 女性	238	45.7	17	36.2
無回答	18	3.4	1	2.1

参考資料

【年齢】

	回答数 (件)	割合 (%)
0歳～17歳	47	9.0
18歳～29歳	37	7.1
30歳～39歳	40	7.7
40歳～49歳	50	9.6
50歳～59歳	64	12.3
60歳～69歳	89	17.1
70歳～79歳	139	26.7
80歳～	49	9.4
無回答	6	1.2

【障害者手帳の所持等の状況】 ※重複障害あり

		障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
		回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
手帳を持っている (1. ～3. 回答)		449	86.2	28	59.6
1. 身体障害者手帳	1級	80	56.5	7	35.7
	2級	43		2	
	3級	56		0	
	4級	64		1	
	5級	20		0	
	6級	12		0	
2. 療育手帳	A	57	28.1	4	75.0
	B	80		17	
3. 精神障害者保健福祉 手帳	1級	6	15.4	0	2.1
	2級	41		1	
	3級	28		0	
8. 手帳は持っていない		42	8.1	19	40.4
無回答		30	5.7	0	0.0

参考資料

(発達障害等や強度行動障害の有無) ※上記の手帳所持者との重複あり

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合(%)	回答数 (件)	割合(%)
4. 発達障害の診断を受けている	39	7.5	20	42.6
5. 高次脳機能障害の診断を受けている	6	1.2	0	0.0
6. 難病(特定疾患)の診断を受けている	26	5.0	3	6.4
7. 強度行動障害があるとされたことがある	10	1.9	2	4.3

【身体障害者手帳の内訳】

身体障害者手帳の所持者数・・・275件(児10件) ※重複障害あり

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合(%)	回答数 (件)	割合(%)
回答者	231	84.0	10	100.0
1. 視覚障害	11	3.5	0	0.0
2. 聴覚・平衡機能障害	21	6.6	2	14.3
3. 盲ろう(視覚障害と聴覚障害の重複)	0	0.0	0	0.0
4. 音声・言語・そしゃく機能障害	19	6.0	0	0.0
5. 肢体不自由(上肢)	52	16.5	3	21.4
6. 肢体不自由(下肢)	91	28.8	4	28.6
7. 肢体不自由(体幹)	25	7.9	4	28.6
8. 内部障害(1~7以外)	97	30.7	1	7.1
無回答	44	16.0	0	0.0

【日常生活の中で支援が必要なもの】

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合(%)	回答数 (件)	割合(%)
回答者	494	94.8	47	100.0
1. 食事、トイレ、入浴等の生活介助	135	38.3	18	27.3
2. 外出の介助	165	46.8	22	33.4
3. 家族以外の人と意思疎通の援助	120	46.8	22	24.3
4. お金の管理の援助	178	63.8	30	36.0
5. その他	42	8.5	4	8.5
6. 援助の必要なし	220	19.1	9	44.5
無回答	27	5.2	0	0.0

半数以上の方が日常生活で何かしらの支援が必要と回答している。

住まいや暮らしについて

問 7 あなたは現在どのように暮らしていますか。

(1) 一緒に暮らしている人の有無

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 一人で暮らしている	64	12.3	0	0.0
2. 配偶者(または親や子ども)などと 2人で暮らしている	131	25.1	1	2.1
3. 親、祖父母、兄弟姉妹、子どもなどの 家族と一緒に暮らしている	225	43.2	45	95.7
4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮 らしている	60	11.5	0	0.0
5. その他の親族と暮らしている	2	0.4	0	0.0
6. その他	19	3.7	0	2.1
無回答	20	3.8	0	0.0

現状として、2人以上の家族と暮らしている方が7割、一人暮らしや施設等の利用者などと暮らしている方が2割ほどとなっている。

(2) 暮らしている場所

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 持ち家(一戸建て)	419	80.4	42	89.4
2. 持ち家(分譲マンション等の集合住宅)	2	0.4	1	2.1
3. 賃貸住宅(一戸建て)	7	1.3	2	4.3
4. 宿舍・寮(企業・学校等)	0	0.0	0	0.0
5. 賃貸住宅(アパート等の集合住宅)	13	2.5	1	2.1
6. グループホーム	10	1.9	0	0.0
7. 福祉施設(障害者支援施設・高齢者施設等)	48	9.2	1	2.1
8. その他	9	1.8	0	0
無回答	13	2.5	1	2.1

一戸建ての持ち家の方が8割を占めている。

問 8 あなたは将来どのような暮らしをしたいと思いますか。

(1) 一緒に暮らしたい人の有無

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 一人で暮らしたい	63	12.1	1	2.1
2. 配偶者(または親や子ども)などと 2人で暮らしたい	139	26.7	6	12.8
3. 親、祖父母、兄弟姉妹、子どもなどの 家族と一緒に暮らしたい	170	32.6	27	57.4
4. 福祉施設やグループホームの 利用者と一緒に暮らしたい	77	14.8	2	4.3
5. その他の親族と暮らしたい	5	1.0	1	2.1
6. その他(※わからない)	25	4.8	6	12.8
無回答	42	8.0	3	6.4

2人以上の家族と暮らしたいと思っている方が6割、一人暮らしや施設等の利用者などと暮らしたいと思っている方が3割ほどとなっている。

(2) 暮らしたい場所

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 持ち家(一戸建て)	358	68.7	28	59.6
2. 持ち家(分譲マンション等の集合住宅)	7	1.3	1	2.1
3. 賃貸住宅(一戸建て)	4	0.8	0	0.0
4. 宿舎・寮(企業・学校等)	0	0.0	0	0.0
5. 賃貸住宅(アパート等の集合住宅)	26	5.0	5	10.6
6. グループホーム	19	3.6	0	0.0
7. 福祉施設(障害者支援施設・高齢者施設等)	55	10.6	2	4.3
8. その他(※わからない)	14	2.7	7	14.9
無回答	38	7.3	4	8.5

一戸建ての持ち家で暮らしたい方が7割ほどを占めており、福祉施設で暮らしたい方が1割程度となっている。

問 9 あなたを介助しているのは、主にどなたですか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 母親	106	20.3	36	76.6
2. 父親	8	1.5	1	2.1
3. 配偶者	91	17.5	0	0.0
4. 兄弟姉妹	18	3.5	0	0.0
5. 子ども	19	3.6	0	0.0
6. その他親族	4	0.8	1	2.1
7. ホームヘルパー	6	1.2	0	0
8. 施設などの職員	56	10.7	1	2.1
9. 介助は必要としていない	158	30.3	7	14.9
10. その他	10	1.9	0	0
無回答	45	8.6	1	2.1

家族や親族に介助されている方が5割ほどとなっており、ホームヘルパーや施設などの職員に介助されている方が1割ほどとなっている。また、介助を必要としていない方は3割となっている。

【問9で「1～6（家族や親族が介助している）」と回答された方 246名（児47名）にお聞きします。】

問10 あなたを介助してくれる主な方の、年齢、性別、健康状態をお答えください。

① 年齢を教えてください。（令和5年7月1日現在）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
18歳～29歳	2	0.8	0	0.0
30歳～39歳	8	3.3	6	15.4
40歳～49歳	33	13.4	23	59.0
50歳～59歳	50	20.3	8	20.5
60歳～69歳	45	18.3	0	0.0
70歳～79歳	76	30.9	1	2.6
80歳～	20	8.1	0	0.0
無回答	12	4.9	9	23.1

60歳以上の高齢者が約6割占めている。最も高い割合を占めている70歳代は、全体の3割となっている。

③ 性別を教えてください。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 男性	24.0	59	1	2.6
2. 女性	72.4	178	37	78.7
無回答	3.6	9	9	19.1

女性が7割以上を占めている。

④ 健康状態を教えてください。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. よい	21.1	52	15	31.9
2. ふつう	60.2	148	20	42.6
3. よくない	13.8	34	3	6.4
無回答	4.9	12	9	19.1

8割の方の健康状態が良好となっている。また、1割以上の方が健康状態がよくないと言っている。

④ 介助者の方は、どのようなことで困っていますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	234	95.1	38	80.9
1. 介助者自身の健康に不安がある	83	35.5	9	19.1
2. 身体的な負担が大きい	57	24.4	9	19.1
3. 精神的な負担が大きい	82	35.0	20	42.6
4. 経済的な負担が大きい	66	28.2	6	12.8
5. かわりの介助を頼める人がいない	66	28.2	8	17.0
6. 緊急時の対応に不安がある	81	34.6	13	27.7
7. 長期の旅行や外出ができない	64	27.4	8	17.0
8. 将来の見通しに不安がある	140	59.8	26	55.3
9. 特になし	34	14.5	4	0.9
10. その他(※働けない、自由がない)	6	2.6	1	2.1
無回答	12	4.9	9	19.1

6割の方が将来の見通しに不安を持っている。

⑤ 主な介助者の方が何らかの理由で介助できない場合、あなたはどのようにしたい
と思いますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	237	96.3	38	80.6
1. 同居の家族に介助してほしい	70	29.5	27	57.4
2. 別居の家族に介助してほしい	28	11.8	5	10.6
3. ホームヘルパーを利用したい	43	18.1	7	14.9
4. ショートステイを利用したい	51	21.5	10	21.3
5. 民間の有償介助サービスを利用したい	18	7.6	4	8.5
6. グループホームに入居したい	26	11.0	6	12.8
7. 施設に入所したい	57	24.1	11	23.4
8. 病院に入院したい	26	11.0	0	0
9. わからない	62	26.2	12	25.5
10. その他	7	3.0	0	0
無回答	9	3.7	9	19.1

サービスを利用し、家族に介助してもらおう在宅の方が多く見られ、施設等に入所を
考えておられる方も4割以上いる。しかしながら、約3割近くの方がわからないと答
えている。

いりょう
医療について

問11 あなたは現在、障害に関することで医療機関を受診していますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 受診していない	129	24.8	16	34.0
2. 通院している	350	67.2	30	63.8
3. 入院している	11	2.1	0	0.0
4. 自宅で往診を受けている	6	1.2	0	0.0
5. その他	9	1.7	1	2.0
無回答	16	3.0	0	0.0

問12 あなたは、医療に関して困っていることがありますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	474	91.0	47	100.0
1. 医療機関が家の近くにない	127	26.8	13	27.7
2. 障害についての専門の医療機関がない	53	11.2	8	17.0
3. 休日や夜間に対応してくれる医療機関がない	34	7.2	3	6.4
4. 通院のための介助者が確保しにくい	33	7.0	6	12.8
5. 通院のための交通機関が整備されていない	43	9.1	3	6.4
6. 医療機関がバリアフリー化されていない	7	1.5	0	0.0
7. 気軽に相談できる場がない	48	10.1	8	17.0
8. 治療の説明が十分理解できない	18	3.8	1	2.1
9. 医療費の負担が大きい	60	12.7	1	2.1
10. 障害が理由で医療拒否されたことがある	15	3.2	3	6.4
11. 特になし	232	48.9	24	51.1
12. その他	30	6.3	5	10.6
無回答	47	9.0	0	0.0

家の近くに医療機関がないことに困っている方が約3割と最も高く、医療費負担、専門医療機関、相談の場、通院のための交通機関が整備されていないことに困っている方がそれぞれ1割程度となっている。

なや
悩み・相談
そうだん
について

問13 あなたの生活の中にある、悩みや困りごとはどのようなことですか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	493	94.6	47	100.0
1. 身の回りのことが十分できない	106	21.5	14	29.8
2. 健康状態に不安がある	173	35.1	3	6.4
3. 住まいについて困っている	24	4.9	2	4.3
4. 外出について困っている	76	15.4	10	21.3
5. 緊急時の対応に不安がある	108	21.9	10	21.3
6. 就労について困っている	53	10.8	6	12.8
7. 利用できる日中活動の場がないので困っている	19	3.9	5	10.6
8. 余暇活動や遊ぶことが十分できない	67	13.6	10	21.3
9. スポーツ・運動・レクリエーションが十分にできない	67	13.6	11	23.4
10. 経済的に不安がある	135	27.4	9	19.1
11. 将来に不安がある	239	48.5	25	53.2
12. どうしてよいかわからからないことがある	98	19.9	13	27.7
13. 特にない	104	21.1	9	19.0
14. その他	25	5.1	0	0.0
無回答	28	5.4	0	0.0

将来に不安を抱えている方が5割程度と最も高く、次いで自身の健康や経済的な不安の他、緊急時の対応や身のまわりのことが十分にできないことの割合が高くなっている。

問14 あなたは、悩みや困りごとについて、誰に相談していますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	501	96.2	47	100.0
1. 同居の家族	261	52.1	38	80.9
2. 別居の家族・親族	123	24.6	7	14.9
3. 友人・知人(障害者)	33	6.6	3	6.4
4. 友人・知人(健常者)	60	12.0	5	10.6
5. 近所の人	9	1.8	0	0.0
6. 市のケースワーカー	16	3.2	3	6.4
7. ホームヘルパー	7	1.4	1	2.1
8. 福祉施設の職員	102	20.4	6	12.8
9. 医療関係者	74	14.8	6	12.8
10. 民生委員・児童委員	6	1.2	0	0.0
11. 身体障害者相談員・知的障害者相談員	18	3.6	1	2.1
12. 相談支援事業所	37	7.4	7	14.9
13. 厚生センター	6	1.2	1	2.1
14. 難病相談・支援センター	3	0.6	0	0.0
15. 障害者団体・患者会	2	0.4	0	0.0
16. 相談するところかわからない	28	5.6	2	4.3
17. 特にいない	71	14.2	0	0.0
18. その他(※学校の先生)	24	4.8	4	8.5
無回答	20	3.8	0	0.0

家族に相談している方が約8割を占めており、次いで福祉施設職員への相談が高くなっている。

参考資料

問15 あなたは、生活の中で困ったことが生じた場合、どのようなところから情報を得ていますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	490	94.0	45	95.7
1. 本や新聞、雑誌の記事	114	23.3	4	8.9
2. テレビやラジオのニュース	164	33.5	5	11.1
3. 行政機関の広報誌等（広報ひみ、ひみのふくし、福祉とやま等）	86	17.6	6	13.3
4. 市のLINE やホームページを含むインターネット	87	17.8	10	22.2
5. 家族・親せき	199	40.6	26	57.8
6. 友人・知人	74	15.1	12	26.7
7. 病院の医師、看護師等	103	21.0	8	17.8
8. 保育園、幼稚園、学校の先生	18	3.7	16	35.6
9. 相談支援事業所	66	13.5	8	17.8
10. 市の相談窓口（担当課含む）	36	7.3	2	4.4
11. 特に困ったことがない	73	14.9	4	8.9
12. その他	26	5.3	2	4.4
無回答	31	6.0	2	4.4

情報の取得は、家族・親せきが4割となっており、テレビやラジオ・紙媒体や病院の医師、看護師等からは2割から3割程度となっている。

問16 あなたは、サービス利用に関して困っていることがありますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	460	88.3	44	93.6
1. サービスに関する情報が少ない	92	20.0	14	31.8
2. サービス利用の手続きが大変	64	13.9	12	27.3
3. 利用したいサービスを利用できない	30	6.5	2	4.5
4. 利用できる回数や日数が少ない	25	5.4	5	11.4
5. 希望に合った事業所が見つからない	30	6.5	2	4.5
6. サービスの質が良くない	13	2.8	0	0.0
7. 自分に必要なサービスがない	38	8.3	2	4.5
8. 誰に相談すればよいかわからない	72	15.7	10	0.0
9. 特になし	251	54.6	18	40.9
10. その他	17	3.7	0	0.0
無回答	61	11.7	3	6.4

サービスに関する情報が少ないと困っている方が2割ほどであり、次いで、誰に相談したらよいかわからない、利用手続きが大変と思っている方が1割程度となっている。

さいがいじ ひなん
災害時の避難について

問17 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. できる	207	39.7	5	10.6
2. できない	180	34.5	27	57.4
3. わからない	116	22.3	15	31.9
無回答	18	3.5	0	0.0

できない・わからないと回答した方が5割以上を占めている。

問18 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. いる	129	24.8	8	17.0
2. いない	175	33.6	22	46.8
3. わからない	178	34.2	16	34.0
無回答	39	7.4	1	2.1

近所に助けてくれる人がいると回答した方は3割を下回っている。

問19 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	483	92.7	47	100.0
1. 地域の避難場所がわからない	91	18.8	14	29.8
2. 避難場所等の安全な場所まで迅速に避難することができない	176	36.4	21	44.7
3. 被害状況等の情報がわからない。入手できない	98	20.3	15	31.9
4. 周囲とコミュニケーションがとれない	119	24.6	18	38.3
5. 救助を求めることができない	88	18.2	15	31.9
6. 避難場所のトイレ等生活環境が不安	201	41.6	23	48.9
7. 薬や日常生活用具の入手が不安	218	45.1	17	36.2
8. その他	29	6.0	0	0.0
9. 特にない	80	16.6	8	17.0
無回答	38	7.3	0	0.0

薬等の日常生活用具の入手及び避難場所のトイレ等生活環境に不安を感じる方がいずれも半数近くいるほか、避難場所等の安全な場所まで迅速に避難することができない方が4割近くいる。

問20 あなたは避難行動要支援者名簿に登録していますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 登録している	36	6.9	3	6.4
2. 登録していない(該当しないため)	112	21.5	5	10.6
3. 登録していない(登録はしない)	60	11.5	6	19.1
4. 登録しているかわからない	151	29.0	9	51.1
5. 避難行動要支援者名簿を知らない	162	31.1	24	0.0

3割以上の方が登録しておらず、登録しているかわからない、知らないと回答した方が6割いる。

問21 あなたは災害のときにどのような支援が必要だと思いますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	486	93.3	45	95.7
1. 障害に応じた災害情報の伝達	145	29.8	18	40.0
2. 見守りや安否の確認	164	33.7	24	53.3
3. 避難のための介助や支援	182	37.4	21	46.7
4. 自宅や避難所での介助や支援	148	30.5	19	42.2
5. 障害に対応した避難所の確保	199	40.9	25	55.6
6. 薬や医療的ケアの確保	251	51.6	11	24.4
7. 特にない	56	11.5	6	13.3
8. その他	14	2.9	1	2.2
無回答	35	6.7	2	4.3

薬や医療ケアの確保の支援が必要としている割合が5割、障害に対応した避難所の確保を必要としている方は4割で、ほかのさまざまな支援の割合も高くなっている。

がいしゆつ
外出について

問22 あなたは普段、どのくらいの頻度で外出していますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. ほとんど毎日	205	39.3	35	74.5
2. 週に3～5日くらい	117	22.5	4	8.5
3. 週に1～2日くらい	75	14.4	3	6.4
4. 月に1～3日くらい	45	8.6	1	2.1
5. あまり外出しない	67	12.9	4	8.5
無回答	12	2.3	0	0.0

週に3日以上外出している方が6割以上占めている。

【問22で「1～4（月に1回以上外出する）」と回答された方442名（児43名）にお聞きします】

① あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（〇は1つだけ）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 父母・祖父母・兄弟姉妹	100	22.6	34	79.1
2. 配偶者（夫または妻）	67	15.2	2	4.7
3. 子ども	13	2.9	1	2.3
4. ホームヘルパーや施設の職員	33	7.5	0	0.0
5. その他の人（ボランティア等）	4	0.9	0	0.0
6. 一人で外出する	190	43.0	2	4.7
無回答	35	7.9	8	18.6

1人で外出する方が4割以上占めている。また、家族と外出する方も4割以上となっている。

② あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。（複数回答）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	436	98.6	43	100.0
1. 通勤・通学・通所	200	45.9	42	97.7
2. 訓練やリハビリに行く	35	8.0	8	18.6
3. 医療機関への受診	236	54.1	7	16.3
4. 買い物に行く	311	71.3	24	55.8
5. 友人・知人に会う	63	14.4	6	14.0
6. 趣味やスポーツをする	66	15.1	8	18.6
7. グループ活動に参加する	21	4.8	1	2.3
8. 散歩に行く	99	22.7	7	16.3
9. その他（※家族で遊びに行く）	30	6.9	1	2.3
無回答	6	1.4	4	9.3

買い物に行く目的の方が7割を超え、次いで医療機関への受診が5割超、通勤・通学・通所が5割弱となっている。

③ あなたは、外出するときどのようなことで困っていますか。（複数回答）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	330	74.7	25	58.1
1. 公共交通機関が少ない	108	32.7	10	40.0
2. 列車やバスの乗り降りが困難	33	10.0	2	8.0
3. 道路や駅に階段や段差が多い	31	9.4	0	0.0
4. 切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	36	10.9	6	24.0
5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター等）	35	10.6	2	8.0
6. 介助者が確保できない	33	10.0	7	28.0
7. 外出にお金がかかる	59	17.9	3	12.0
8. 周囲の目が気になる	48	14.5	8	32.0
9. 発作など突然の身体の変化が心配	74	22.4	6	24.0
10. 困った時にどうすればいいのか心配	110	33.3	20	80.0
11. その他	46	13.9	6	24.0
無回答	112	25.3	12	27.9

困った時にどうすればいいのか心配及び公共交通機関が少ないことに困っている方が3割を超えている。

【年齢区分】

	回答数（件）	割合（％）
1. 18歳未満	47	9.0
2. 18歳以上	474	91.0

きょういく
教育について

【18歳未満の方にお聞きします】

問23 あなたは、平日の日中どこに通っていますか。（複数回答）

	回答数（件）	割合（％）
回答	46	97.9
1. 保育園、幼稚園、認定こども園	5	10.9
2. 児童発達支援センター	3	6.5
3. 療育施設	1	2.2
4. 小学校（通常学級）	6	13.0
5. 小学校（特別支援学級）	10	21.7
6. 特別支援学校（小学部）	4	8.7
7. 中学校（通常学級）	1	2.2
8. 中学校（特別支援学級）	7	15.2
9. 特別支援学校（中等部）	4	8.7
10. 高等学校	3	6.5
11. 特別支援学校（高等部）	6	13.0
12. その他の学校	1	2.2
13. どこにも通っていない	0	0.0
14. その他	1	2.2
無回答	1	2.1

幼児では、施設ではなく保育園等に通っている割合が高く、児童・生徒では、特別支援級学級に通っている方が高い傾向がある。

問24 あなたは、学校の放課後などはどのように過ごしていますか。(複数回答)

	回答数(件)	割合(%)
回答	46	97.9
1. 家族・親族といる	26	55.3
2. 友人・知人といる	5	10.6
3. ひとりである	4	8.5
4. ヘルパーなどといる	1	2.1
5. 放課後等デイサービスを利用している	25	53.2
6. 学童保育を利用している	6	12.8
7. 児童館を利用している	0	0.0
8. 習い事や塾に行く	3	6.4
9. その他(※部活、体を休めている)	2	4.3
無回答	1	2.1

家族・親族と一緒にいる、放課後等デイサービスを利用している割合が高くなっている。

問25 あなたは、学校や教育について困っていることはありますか。(複数回答)

	回答数(件)	割合(%)
回答	44	93.6
1. 教育に関する情報が少ない	5	10.2
2. 教職員の指導の仕方が心配	7	14.3
3. 学校のカリキュラムが本人に合わない	2	4.3
4. 友達との関係づくりに問題がある	13	27.7
5. 今後の学校選択で迷っている	10	21.3
6. 学校卒業後の進路に不安がある	23	48.9
7. 通学(送り迎え)が大変である	7	14.9
8. 親などの介助者が必要	5	10.6
9. 学校等のバリアフリーが十分でない	0	0.0
10. 特にない	13	27.7
11. その他	0	0.0
無回答	3	6.4

学校卒業後の進路に不安がある方が4割を超えており。次いで、友達との関係づくり、今後の学校の選択で迷っている方がそれぞれ2割を超えている。

しゅうろう
就労について

【18歳以上の方にお聞きします】

問26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

	回答数(件)	割合(%)
回答	415	87.9
1. 一般就労をしている(正職員で勤務条件等は他の職員と同じ)	30	6.4
2. 一般就労をしている(正職員で短期間勤務などの障害者配慮がある)	7	1.5
3. 一般就労をしている(パート・アルバイト等の非常勤や派遣職員)	50	10.6
4. 福祉的就労をしている(就労継続支援事業所(作業所))	74	15.7
5. 自宅で働いている(自営業など収入のある仕事)	16	3.4
6. 福祉的就労以外の通所施設(日中活動の場)に通っている	24	5.1
7. 学校、大学に通っている	1	0.2
8. 職業訓練校などに通っている	0	0.0
9. 就職活動中	2	0.4
10. 就労や通所などはしていない	188	39.8
11. その他	23	4.9
無回答	57	12.1

就労や通所などしていない割合が約4割で、福祉的就労及び一般就労をしている割合がそれぞれ1割を超えている。

【問26で「1～5（働いている）」と回答した方（177名）にお聞きします。】

① あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか。（複数回答）

	回答数（件）	割合（%）
回答	164	92.7
1. 身体的な負担が大きい	33	20.1
2. 精神的な負担が大きい	36	22.0
3. 仕事が自分には合わない	10	6.1
4. 職場の障害理解が不十分	13	7.9
5. 職場の人間関係	40	24.4
6. 職場の設備が障害に対応していない	8	4.9
7. 職場の情報保証（手話・点字など）が不十分	2	1.2
8. 給与・工賃などが少ない	60	36.6
9. 特にない	58	35.4
10. その他	10	6.1
無回答	13	7.3

給与・工賃などが少ないが約4割で高い割合となっており、次いで職場の人間関係、精神的な負担、身体的な負担が大きいと感じている割合がそれぞれ2割を超えている。

【問26で「10（就労や通所などはしていない）」と回答された方（188名）にお聞きします】

① あなたが働いていない理由は何ですか。（複数回答）

	回答数（件）	割合（％）
回答	175	93.1
1. 障害や病気の状態のため	92	48.9
2. 高齢のため	88	46.8
3. 働く自身がないから	34	18.1
4. 自分に合った仕事が見つからないから	15	8.0
5. 希望に合った求人が見つからないから	6	3.2
6. 通勤・通所が困難だから	10	5.3
7. 利用できる日中活動の場がないから	1	0.5
8. のんびり過ごしたいから	16	8.5
9. 働く必要がないから	12	6.4
10. 特に理由はない	18	9.6
11. その他	11	5.9
無回答	13	6.9

障害や病気、高齢であるための割合が最も高くなっている。

② あなたは今後、職業訓練を受けたいと思いますか。

	回答数（件）	割合（％）
1. すでに職業訓練を受けている	0	0.0
2. 職業訓練を受けたい	12	6.4
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	150	79.8
無回答	26	13.8

職業訓練を受けたくない、受ける必要はないが約8割を占めている。

【全ての年齢の方にお聞きします】

問27 あなたは今後や将来の就労について主にどのように考えますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 一般就労をしたい (正職員)	85	16.3	24	51.1
2. 一般就労をしたい (パート・アルバイト)	46	8.8	0	0.0
3. 自宅で働きたい (自営業・内職・家業の手伝いなど)	29	5.6	1	2.1
4. 福祉的就労をしたい (就労移行・就労継続支援事業所(作業所))	61	11.7	12	25.5
5. 働きたいと思わない、働くことができない	180	34.5	5	10.6
6. その他	28	5.4	3	6.4
無回答	92	17.7	2	4.3

就労をしたいと考えている方が4割を超えているが、働きたいと思わない、働くことができないが3割を超えている。

問28 あなたは、障害者の就労支援として、どのような事が必要だと思いますか。（複数回答）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	368	70.6	45	95.7
1. 通勤手段の確保	160	30.7	23	48.9
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	89	17.1	7	14.9
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	148	28.4	17	36.2
4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	169	32.4	18	38.3
5. 在宅勤務の拡充	70	13.4	10	21.3
6. 職場の障害者理解	220	42.2	36	76.6
7. 職場の上司や同僚に障害の理解があること	190	36.5	36	76.6
8. 職場で介助や援助等が受けられること	109	20.9	20	42.6
9. 具合が悪くなった時に気軽に通勤できること	80	15.4	6	12.8
10. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	106	20.3	25	53.2
11. 企業ニーズにあった就労訓練	67	12.9	13	27.7
12. 仕事についての職場外での相談対応、支援	101	19.4	19	40.4
13. その他（わからない）	25	4.8	1	2.1
無回答	153	29.4	2	4.3

職場の障害者理解が4割を超え最も高く、次いで職場の上司や同僚に障害の理解があることが4割弱、勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること、通勤手段の確保がそれぞれ3割超を占めている。

問29 障害者が一般就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	405	77.7	47	100.0
1. 就労のための総合的な相談支援	161	30.9	23	48.9
2. 働く能力を身につけるための職業訓練	137	26.3	27	57.4
3. 職場を理解するための就労体験	111	21.3	25	53.2
4. 障害特性に合った職業・雇用の拡大	191	36.7	33	70.2
5. 障害者向けの求人情報の提供	141	27.1	25	53.2
6. 企業の障害者雇用への理解促進	166	31.9	30	63.8
7. 職場の障害理解の促進	171	32.8	28	59.6
8. 職場環境のバリアフリー化	81	15.5	6	12.8
9. 障害に対応した柔軟な勤務形態	167	32.1	25	53.2
10. 職場に定着するための支援（ジョブコーチなど）	93	17.9	15	31.9
11. 通勤手段や通勤支援の確保	140	26.9	21	44.7
12. 職場での良好な人間関係	179	34.4	18	38.3
13. 働く時間以外の楽しみ（友人等との交流や個人の趣味、余暇活動など）	112	21.5	21	44.7
14. 特にない	58	11.1	1	2.1
15. その他	20	3.8	3	6.4
無回答	116	22.3	0	0.0

障害特性に合った職業・雇用の拡大が4割近くを占め、次いで職場での良好な人間関係、職場の障害理解の促進、障害に対応した柔軟な勤務形態、企業の障害者雇用への理解促進及び就労のための総合的な相談支援の割合がそれぞれ3割を超えている。

権利擁護について

問30 あなたは、障害や難病があることで差別や嫌な思いをすることがありますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	456	87.5	47	100.0
1. ある	110	21.1	10	21.3
2. 少しある	116	22.3	16	34.0
3. ない	230	44.1	21	44.7
無回答	65	12.5	0	0.0

差別や嫌な思いをしたことがある方は4割を超えている。

【問30で「1～2 (いやな思いをしたことがある)」と回答された方 226名 (児26名)

にお聞きします】どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	213	94.2	26	100.0
1. 学校・仕事場	97	42.9	17	65.4
2. 仕事を探しているとき	24	10.6	0	0.0
3. 外出中	67	29.6	9	34.6
4. 余暇を楽しむとき	34	15.0	2	7.7
5. 病院などの医療機関	41	18.1	4	15.4
6. 住んでいる地域	49	21.7	6	23.1
7. その他	17	7.5	0	0.0
無回答	13	5.8	0	0.0

学校・仕事場が1番高く4割を超え、外出中が3割近く、住んでいる地域においても2割を超えている。

問31 成年後見制度についてご存じですか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. 名前も内容も知っている	134	25.7	13	27.7
2. 名前も内容も知らない	227	43.6	16	34.0
3. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	160	30.7	18	38.3
無回答	0	0.0	0	0.0

名前も内容も知らない方が4割程度だが、名前を知っていても内容までは知らない方を含めると7割を占めている。

切れ目ない支援について

問32 氷見市では、乳幼児期から就学、進学、就労などライフステージの節目で困ることのないよう、子どもの成長や発達を記録・保存する「マイファイル」を作成し活用しています。情報が引き継がれないことで困ったことはありますか。

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
1. ある	22	4.2	5	10.6
2. 少しある	16	3.1	7	14.9
3. 特になし	320	61.4	32	68.1
無回答	163	31.3	3	6.4

ある、少しあると回答した方が1割程度いる。

【問32で「1～2（困ったことがある）」と回答された方 38名（12名）にお聞きします】

① 困ったのはいつですか。

回答	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	35	92.1	12	100.0
1. 保育園等に入園するとき	8	22.9	3	25.0
2. 保育園等から小学校に入学するとき	11	31.4	6	50.0
3. 小学校から中学校へ進学するとき	5	14.3	2	16.7
4. 中学校から高等学校へ進学するとき	5	14.3	1	8.3
5. 高等学校から大学等へ進学するとき	0	0.0	0	0.0
6. 就労するとき	15	42.9	0	0.0
無回答	3	7.9	0	0.0

就労するときに困ったことがある方の割合が4割を超え、高くなっている。次いで、保育園等から小学校に入学するときに3割を超え、保育園等に入園するときに2割を超えている。

問33 あなたが、知っている相談できる機関はどこですか。(複数回答)

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	439	84.3	46	97.9
1. 市の相談窓口(担当課含む)	216	41.5	29	61.7
2. 地域包括支援センター	112	21.5	7	14.9
3. 子ども発達サポートセンターくるむ	15	2.9	10	21.3
4. ふくし相談サポートセンター	30	5.8	2	4.3
5. 氷見市障害者福祉センター我家	47	9.0	9	19.1
6. こもれびの里相談支援センター	93	17.9	17	36.2
7. 安靖氷見共同作業所	49	9.4	1	2.1
8. サル〜なぎ	34	6.5	0	0.0
9. 厚生センター	50	9.6	7	14.9
10. 知らない	88	16.9	7	14.9
11. その他(※見相)	13	2.5	1	2.1
無回答	82	15.7	1	2.1

市の相談窓口や地域包括支援センターの割合が高くなっている。また、2割近くの方が知らないと回答している。

施策について

問34 あなたは今後、行政にどのような施策に力を入れてほしいと思いますか。

(複数回答)

	障害者・障害児		(再掲) 児のみ	
	回答数 (件)	割合 (%)	回答数 (件)	割合 (%)
回答	424	81.4	47	100.0
1. 障害者に対する理解の促進	226	43.4	33	70.2
2. 保健・医療の充実	188	36.1	18	38.3
3. 教育・育成の充実	68	13.1	19	40.4
4. 雇用・就労支援の充実	135	25.9	20	42.6
5. 相談支援体制の充実	149	28.6	21	44.7
6. 訪問系サービスの充実	82	15.7	8	17.0
7. 福祉施設の整備	131	25.1	10	21.3
8. 建物・道路等のバリアフリー化	74	14.2	5	10.6
9. 趣味・スポーツ・レクリエーション活動の 充実	94	18.0	12	25.5
10. 情報保障の確保	66	12.7	11	23.4
11. 手当などの経済的支援の充実	179	34.4	20	42.6
12. その他 (※障害対応の病院)	14	2.7	1	2.1
無回答	97	18.6	0	0.0

障害者に対する理解の促進が最も高くなっており、次いで、保健・医療の充実、手当などの経済的支援の充実が高い割合となっている。

(3) 障害福祉に関するアンケート調査結果【事業所対象】

1 調査の概要

【調査目的】

障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を調査し、障害福祉計画の策定や障害者施策の推進に活用することを目的に実施した。

【調査対象及び抽出方法】

市内障害福祉サービス事業所に調査した。

【回収結果】

配布数・・・21件

回収率・・・19件（100%）

※同法人事業所1回答があり、全法人回答の為100%

調査結果

問 1 令和6年度から8年度までの期間における貴法人の施設整備（改築・修繕等を含む）の予定を、年度ごとに教えてください。

年度	整備区分	施策名称	事業種類	定員	整備内容
7	創設	未定	居宅介護	未定	ピアサポーターが生活支援員として働ける仕組みを作りたい
7	移転（仮）	現在と同じ			現在の建物では人数制限があるため大きな建物へ移転計画中
7	新築	現在と同じ	共生型グループホーム	9	親子で入所可能な共生型グループホームを新築
8	創設	未定	グループホーム	未定	アパート型。高岡のアパート型GHを見本に氷見に作りたい
8	改築又は移転	現在と同じ	就労継続支援B	20	現在の建物が老朽化している為、改築又は移転検討
8	修繕（購入）	チェアインバス	生活介護・放デイ（自主）		耐用年数から故障の恐れあり。安全入浴サービスを行うため。

・7～8年度にかけて、新築、改築、移転等の計画が6件あった。

問 2 現在の勤務状況についてお答えください。

	職員の 勤務形態	(人)	割合	
勤務 形態	常勤	122	46.9%	・常勤・非常勤の割合はあまり変わらず、やや 非常勤が多い。
	非常勤	138	53.1%	
雇用 形態	正規	121	46.5%	・正規・非正規の割合はあまり変わらず、やや 非正規が多い。
	非正規	133	51.2%	
	その他	6	2.3%	
性別	男性	78	30.0%	・女性が7割を占めている。
	女性	182	70.0%	
年代	10代	1	0.4%	・40歳以上がで8割以上であり、その中でも4 割近く60歳を超えている。
	20代	11	4.2%	
	30代	36	13.8%	
	40代	62	23.9%	
	50代	57	21.9%	
	60超	93	35.8%	
勤務 年数	0~1年	38	14.6%	・5割近くが、5年以上勤務している。
	1~2年	35	13.5%	
	2~3年	24	9.2%	
	3~4年	18	6.9%	
	4~5年	17	6.5%	
	5~10年	69	26.6%	
	10~20年	51	19.6%	
	20年超	8	3.1%	

問 3 今後の事業展開について、どのようにお考えですか。

	(件)	割合	
事業を拡大する	4	21.0%	・現在の事業を維持したいと考えている 事業所が、7割を超え、拡大していき たいと考えている事業所を入れると9割を 超え、縮小を考えているところはない。
事業を維持する	14	73.7%	
事業を縮小する	0	0.0%	
わからない	1	5.3%	

問 4 定員の増員や新規参入を計画・実行する上で、課題は何だと思えますか。（自由記載）

課題	(件)	割合
事業の拡大に見合った、今後の利用者確保の目処がたたない	4	21.1%
事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である	5	26.3%
職員の確保が困難である	17	89.5%
報酬単価が低く、採算性に不安がある	12	63.2%
職員の専門性、知識不足（育成）	1	5.3%
職員の資格要件のハードルが高い	1	5.3%
職員配置基準で利用者の確保ができない中、定員増員は難しい	1	5.3%
生産活動における販売・納入先の頭打ち状態	1	5.3%
氷見市において社会資源確保の見通しが持てない	1	5.3%

- 3割近く土地建物の確保を課題としている。
- 9割が職員の確保を課題としている。
- 6割超が、採算性に不安を感じている。

問 5 円滑な事業運営のために、改善したいとお考えの運営上の課題は何ですか。（自由記載）

課題	(件)	割合
利用者・支援員・相談員・職員等の確保	14	73.7%
サービスの内容や質の向上	7	36.8%
労働条件の改善	6	31.6%
施設・設備の改善	10	52.6%
職員の育成	1	5.3%
利用者工賃向上の為の家業の確保、職員の専門性知識の向上	1	5.3%
相談事業所への事業拡大 ・機能訓練等の設備	1	5.3%
作業能力にばかり目が行くため、就労系に流れてしまい、生活訓練事業の利用者の確保が難しく、採算が合わなくなっている	1	5.3%

- 7割以上利用者や職員等の人材確保を課題としている。
- 4割近くサービス内容や質を向上したいとしている。
- 3割以上が労働条件を課題としている。
- 5割以上が施設・整備の改善が必要。

参考資料

生活介護に絞りたいが、その場合の運営基準があり、すぐにできない	1	5.3%
利用者が落ち着いて過ごすための空間が必要であり、現在人数を増やすことができない	1	5.3%
生活活動における販売・納入先の増加 ・生活訓練事業の利用者確保	1	5.3%
地域に密着し、施設外就労先が増えれば増えるほど支援員の人数が必要になっている。地域に密着し、施設外就労先が増えれば増えるほど支援員の人数が必要になっている。地域密着型の運営に対応した支援員の配置基準の設定と、それに見合う報酬単価の見直しを希望する。地域密着型の運営に対応した支援員の配置基準の設定と、それに見合う報酬単価の見直しを希望する。	1	5.3%
法人の経営が安定していたところに、行政からの補助金なしで建てられた施設には、施設の規模に合わない大きすぎる湯船に対し小さいエコキュート（耐用年数約15年）チェアインバス（耐用年数約10年）エアコンや送迎車両などの交換などが必要であるが、法人の中の一番の不採算部門であることから維持管理が困難。	1	5.3%

問 6. 今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関からどのような支援があればいいとお考えですか。（自由記載）

課題	(件)	割合	
財政面での支援	14	73.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7割以上が財政面での支援を必要としている。 ・ 2割が職員の研修、職業訓練の支援を求めている。 ・ 約4割が行政との情報共有、連携を必要としている。 ・ 約6割が運営の情報提供を求めている。
職員の研修、職業訓練への支援	4	21.1%	
行政との情報共有、連携	7	36.8%	
事業運営に必要な情報提供（補助金、他の施設の空き情報）	11	57.9%	
法改正等の場合の勉強会	1	5.3%	
地活の支援費の上限廃止（現在上限80万円）・場所の提供・家賃補助等	1	5.3%	
福連携のマッチングを氷見市でしてほしい	1	5.3%	
空き保育園等の活用	1	5.3%	
障害者への就労提供、情報発信・事業所への提供	1	5.3%	
障害者就労施設への優先的調達・発注の情報	1	5.3%	
第三者委員の派遣	1	5.3%	
障害ケアマネジメントソフトの導入	1	5.3%	

問 7 災害・防犯対策を実施していますか。(あてはまるものすべてに○)

課題	(件)	割合	
現在福祉避難所の指定を受けている	2	10.5%	
現在福祉避難所の指定を検討している	1	5.3%	
災害時に備え、安全な場所へ迅速に避難することができるよう訓練を行っている	18	94.7%	・ほとんどの事業所が避難訓練を行っている。
災害発生時における連絡体制、復旧計画を作成している	12	63.2%	・6割以上連絡体制、復旧計画を作成している。
不審者を発見した場合の体制と対応を決めている	2	10.5%	
地域と協定を結んでおり、対応を決めている	1	5.3%	
特に実施していない	1	5.3%	

問 8 障害者防止法に基づいた取り組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

課題	(件)	割合
運営規程に虐待防止のための責任者を明記	13	68.4%
虐待防止のための委員会設置	13	68.4%
マニュアルやチェックリスト等の整備・活用	13	68.4%
障害者虐待や支援技術向上に関する研修の実施	15	78.9%
個別支援計画に基づくサービス提供及びサービス管理責任者による実施状況の把握	16	84.2%
地域の住民ボランティアや実習生の受入れ等の実施	6	31.6%
第三者評価などサービス評価の導入	4	21.1%
利用者やその家族からの苦情を解決する相談体制の整備	15	78.9%
苦情があった場合の適切な解決及びサービス向上に資する取組みの実施	16	84.2%
事故、ヒヤリ・ハット報告の活用による不適切事案の早期発見、再発防止の実施	13	68.4%

・各事業所が高い割合で障害者防止法の何らかの取り組みを行っている。

問 9 障害者差別解消法に基づいた取り組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

課題	(件)	割合
障害者及びその家族等からの相談体制の整備	13	68.4%
障害に関する理解や人権意識の向上に向けた職員の研修の実施	17	89.5%
市の相談窓口や関係機関との連携	8	42.1%
合理的配慮を的確に行うための事業所内での環境整備	13	68.4%
相談窓口の設置	9	47.4%
地域の取組の中での近隣住民への啓発実施	4	21.1%
納涼祭等を通じた近隣住民への理解促進	1	5.3%

・7割が相談体制を整備している

・9割が職員研修を実施

・4割が関係機関との連携をとっている

・7割が配慮した

- ☆ 氷見市障害福祉計画（第6期計画）☆
- ☆ 氷見市障害児福祉計画（第2期計画）☆

氷見市市民部福祉介護課

〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

電話 (0766) 74-8113

FAX (0766) 74-8060

E-Mail fukushi@city.himi.lg.jp
